



すかがわ 男女共同参画プラン21

第3次計画(改定)

【令和2年度～5年度】



自分らしく輝けるまちを目指して

男だから・女だから「～しなければならない」「～してはいけない」と決めつけずに、お互いに個性を認め合えれば、自分らしく、そして輝いて生きることができるのではないのでしょうか。計画のテーマ「自分らしく輝けるまちを目指して」は、市民意識調査で、市民のみなさまからいただいた意見からつくりました。

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画見直しの趣旨	1
2 計画の性格	1
3 計画の基本理念	2
4 計画の期間	2
5 これまでの須賀川市の取組	3

第2章 計画の内容

1 計画の位置づけ	5
2 計画の体系	6
3 計画の内容	7
基本目標 1 自分らしさを大切にしよう！	7
課題(1) 男女の固定的役割分担意識の見直し	7
課題(2) 男女共同参画における教育の推進・充実	10
課題(3) 多様な価値を尊重する社会の実現	13
基本目標 2 自分らしく輝ける環境づくりをしよう！	15
課題(4) 働き方改革等の推進	15
課題(5) 子育て期・介護期の環境整備	18
課題(6) 健康づくりと人権が尊重される環境の整備	20
基本目標 3 自分らしく活躍しよう！	24
課題(7) 家庭・地域・職場へのバランスのとれた参画促進	24
課題(8) 女性人材の育成と意思決定過程への参画促進	27

第3章 実施計画

1 計画の推進体制	30
2 計画の進行管理	32

【附属資料】

1 須賀川市男女共同参画審議会委員名簿	38
2 「すかがわ男女共同参画プラン21 第3次計画〔改定〕」策定経過	39
3 男女共同参画社会基本法	40
4 須賀川市男女共同参画推進条例	46
5 須賀川市男女共同参画審議会規則	51
6 男女共同参画の推進に関する年表	52

アンケート調査について

男女共同参画に対する市民のニーズや実態などを、本計画に反映させることを目的として行いました。

◆期 間：平成31年3月7日～3月25日

◆対 象：20歳以上の市民 2,000人

◆回収結果：有効回収数695票

◆有効回収率：34.8%

◆アンケート結果は、市ホームページや生活課窓口にて公表しています。

◆グラフ中の「n」は、回答者数を示しています。

『男女共同参画社会』とは

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、責任を担うべき社会です。

(男女共同参画基本法より)

第1章 計画の策定にあたって

1 計画見直しの趣旨

本市では、男女共同参画社会を実現するため、平成26年に「すかがわ男女共同参画プラン21 第3次計画」を策定し、10年間の計画によりさまざまな施策を推進してきました。

これまでの取組により、男女共同参画に関する市民の意識に変化が見られるものの、人々の意識や社会習慣の中には、固定的な性別役割分担が根強く存在し、また、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進など取り組むべき課題が残されています。

少子高齢化や人口減少が進み、家族形態やライフスタイルも多様化し、社会情勢も目まぐるしく変化する中、多様性に富んだ活力ある社会を形成していくためには、職場、家庭、地域などそれぞれの場面において男女がその個性と能力を十分に発揮できる「男女共同参画社会の実現」がより一層重要となっています。

平成27年には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が成立し、自らの意思によって職業生活を営み、または営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活においてより一層活躍できるよう、推進計画の策定が地方公共団体における努力義務とされました。

このような状況や、計画策定から5年が経過したことを踏まえ、本市における男女共同参画が一層前進するよう計画の中間見直しを行うものです。

2 計画の性格

平成14年制定の「須賀川市男女共同参画推進条例」に基づき、本市における男女共同参画社会の実現に向けて、本市が取り組む推進施策の方向と内容を明らかにするとともに、広く市民や事業者等との理解と協力のもとに推進するための行動計画です。

また、本市の総合計画である「須賀川市まちづくりビジョン2018」や国・県における関連計画との整合性を図りながら、関係機関、各種団体、事業者や市民がそれぞれの立場から推進するための行動指針となる計画です。さらに本計画の一部については、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項に規定される「市町村基本計画」として、また「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）第6条第2項に規定される「市町村推進計画」として位置づけるものとします。

3 計画の基本理念

市民一人ひとりが、男だから・女だから「～しなければならない」「～してはいけない」と決めつけずに、お互いの個性を認め合い、自分らしく輝いて生きることのできる男女共同参画社会の形成に向けて、「須賀川市男女共同参画推進条例」で掲げた基本理念の5つを継承しています。

I 男女の人権の尊重

人としての尊厳を重んじ、男女の性別による差別的取扱いをなくし、個人として能力を発揮できる機会を確保していきましょう。女性に対する暴力を根絶し、男女の人権を尊重しましょう。

II 社会における制度又は慣行についての配慮

性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動を選択できるよう、社会の制度や慣行の在り方を考えていきましょう。

III 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が社会の対等なパートナーとして、市における政策、又は民間の団体における方針の立案及び決定過程に参画しましょう。

IV 家庭生活における活動と他の活動の両立

男女が対等な家族の構成員として、お互いに協力し、社会の支援も受け、家族として役割を果たしながら、仕事をしたり、学習をしたり、地域活動をししましょう。

V 国際的協調

男女共同参画社会づくりのために、国際社会と共に歩むことも大切です。他の国々とともに相互に協力して取り組んでいきましょう。

4 計画の期間

本計画は、令和2年4月から、第3次計画の目標年次である令和5年度までの4年間とします。

なお、施策の成果や今後の社会情勢の変化、新たな国の施策に柔軟に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

5 これまでの須賀川市の取組

本市の男女共同参画のはじまり

須賀川市における男女共同参画の取り組みは、「教育委員会生涯学習課」が担当していましたが、平成8年の機構改革により「市民生活部生活課」が担当となりました。

(平成22年に生活環境部生活課に変更)

平成9年には、女性団体を主体として実行委員会を結成し、「女と男のうつくしま、ふくしま。花とみどりのまち須賀川フォーラム」を開催しました。

平成10年には、男女共同参画推進の母体となる「須賀川市女性団体連絡協議会」が結成され、また、男女共同参画社会の形成に向けた基本計画を策定するため、「須賀川市女性プラン推進会議」、「須賀川市女性プラン庁内連絡会議」を設置しました。

すかがわ男女共同参画プラン21の策定

平成11年には、本市男女共同参画推進の行動方針となる基本計画「すかがわ男女共同参画プラン21」を策定しました。

平成12年には、生活課内に「女性行政係」を設置し、須賀川女性プラン推進会議を「須賀川市男女共同参画推進会議」に名称を変更し、組織の強化を図りました。

平成13年には、県内外より約165万人を動員したうつくしま未来博において「第23回福島県女性のつどい」を開催しました。

平成14年には、男女共同参画推進に関する条例の制定に向けて、須賀川市男女共同参画推進会議や須賀川市男女共同推進庁内連絡会議を中心に検討を重ねました。さらに、「須賀川市男女共同参画推進条例（仮称）制定に関する意見を聞く会」や「男女共同参画フォーラム」などの開催を通じ、市民からの意見やニーズを反映させ、同年12月「須賀川市男女共同参画推進条例」を制定しました。

平成15年には、条例施行に伴い、須賀川市男女共同参画推進会議を廃止し、新たに男女共同参画の推進に関する事項を調査審議する機関として、「須賀川市男女共同参画審議会」を設置し、女性行政係を「男女共同参画係」に変更しました。

第2次計画の策定

同年（平成15年）には、すかがわ男女共同参画プラン21の計画期間の終了に伴

い、条例制定の趣旨を踏まえた男女共同参画社会づくりを一層推進するため、「須賀川市男女共同参画に関する市民意識調査」や「意見を聞く会」を実施しました。

平成16年には、須賀川市男女共同参画審議会からの提言を受け、「すかがわ男女共同参画プラン21 第2次計画」を策定しました。

平成21年には、「市民意識調査」や「市民意見公募」による市民の意見やニーズを反映させ、基本計画の基本理念を継承し、基本計画策定後に整備された関係法令、市の関係機関などの整合性を図るとともに、新たな問題や社会情勢の変化などに対応するため、「基本計画の中間見直し」を実施しました。

平成22年には、男女共同参画と市民協働を一体的に推進するため男女共同参画係を「市民協働推進係」に変更しました。

第3次計画の策定

平成25年には、「すかがわ男女共同参画プラン21 第2次計画」が平成25年度をもって計画期間が満了することに伴い、「市民意識調査」を実施し、市民の意見やニーズを検証するとともに、条例の基本理念を継承しつつ、「第2次計画中間見直し」後に整備された関係法令、市の関係機関などとの整合性を図り、新たな問題や社会情勢の変化などに対応するため審議会などとの検討を重ね、「すかがわ男女共同参画プラン21 第3次計画」を策定しました。

今回の第3次計画の見直し

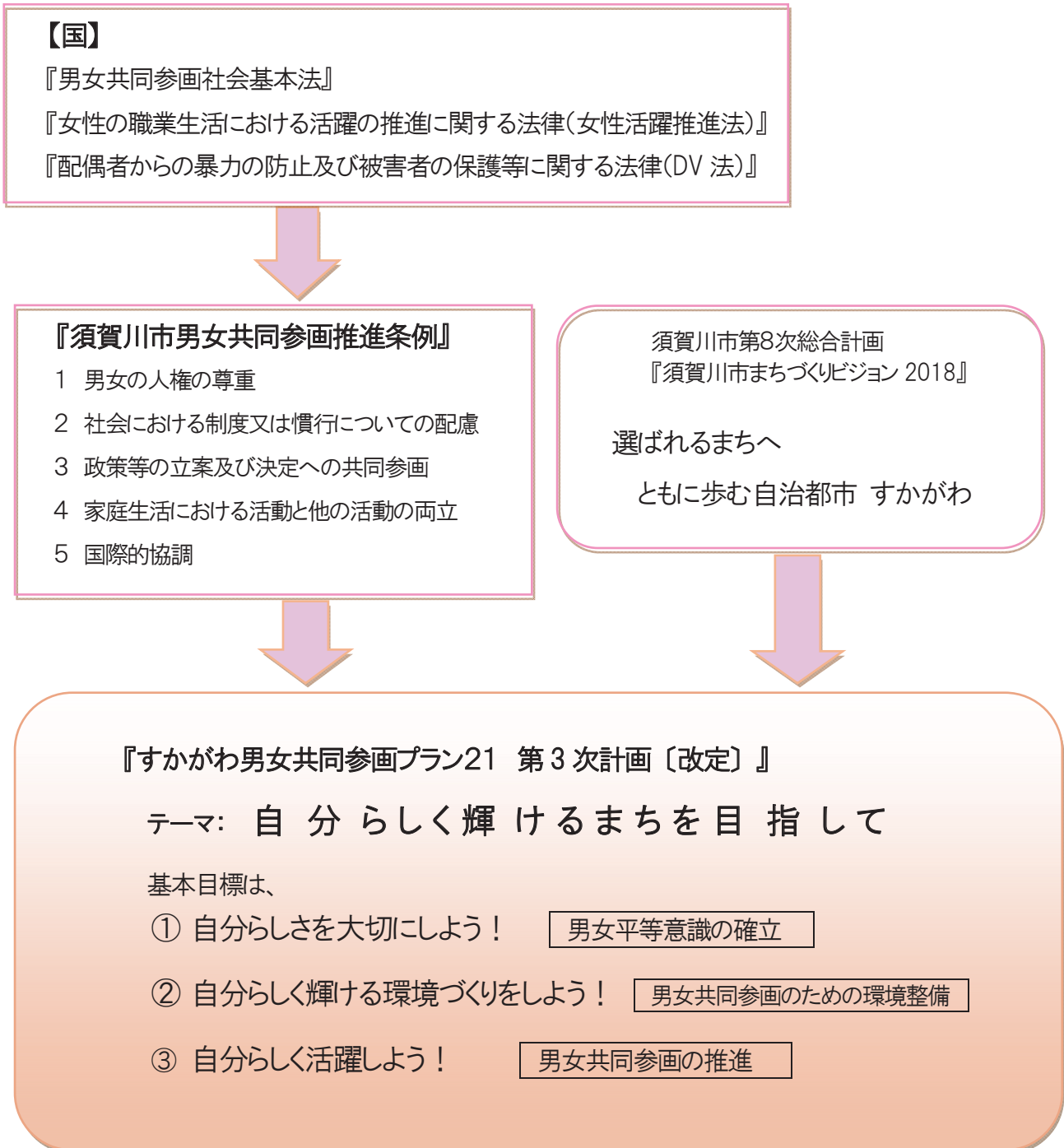
平成30年には、「すかがわ男女共同参画プラン21 第3次計画」の中間見直しに伴い、「市民意識調査」を実施し、市民の意見やニーズを検証するとともに、「第3次計画」後に整備された関係法令、国や県、民間企業の動きなどとの整合性を図り、ダイバーシティや性的マイノリティ、SDGsなどの新たな社会情勢の変化や問題に対応するため審議会などとの検討を重ねました。

令和元年（平成31年）には、前年の市民意識調査や審議会の検討に基づき、「基本計画の見直し」を実施しました。

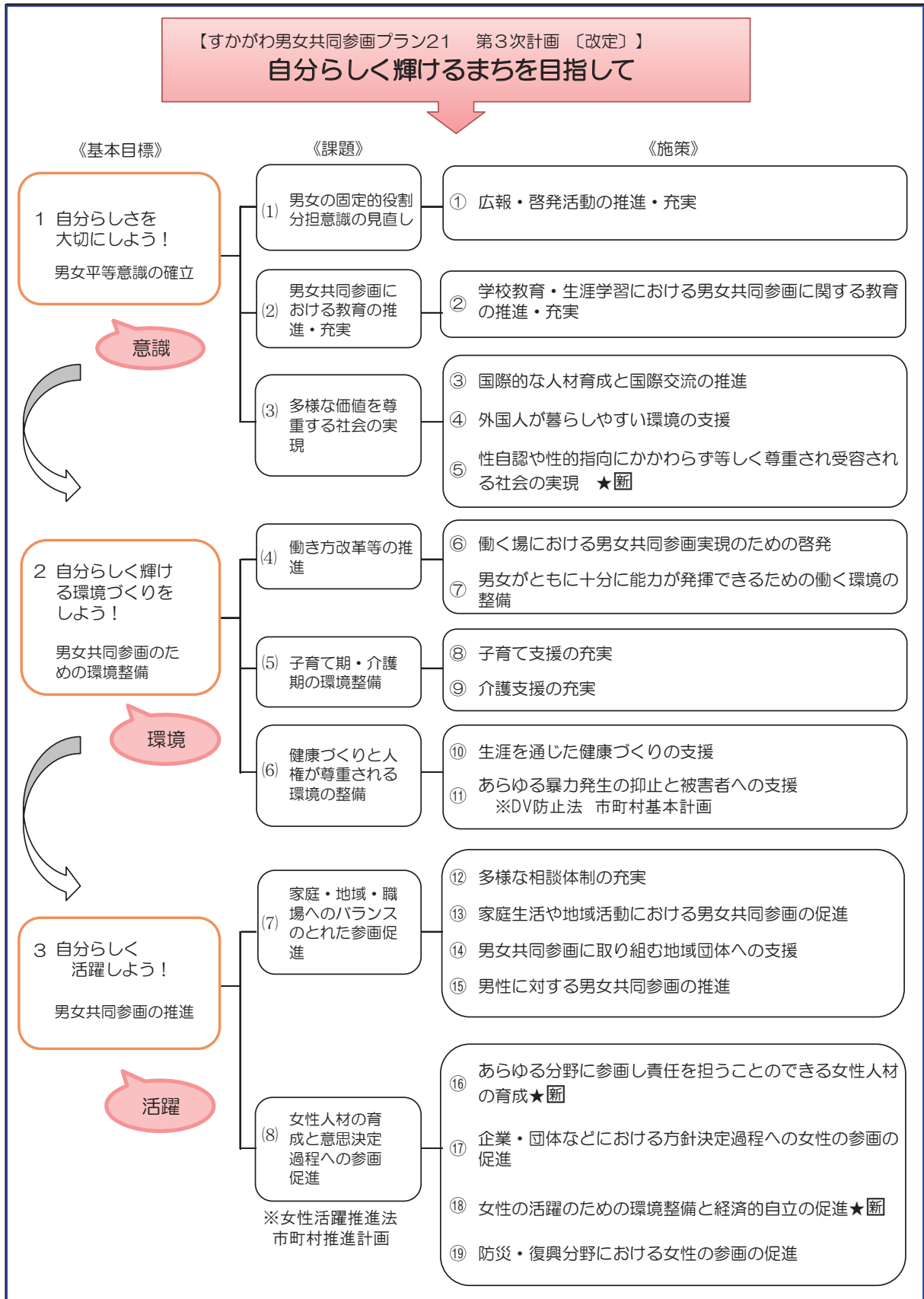
令和2年4月、市の組織改編により、新たな政策課題に取り組むため「企画政策課市民協働・シティプロモーション推進係」に変更しました。

第2章 計画の内容

1 計画の位置づけ (イメージ図)



2 計画の体系



3 計画の内容

基本目標1

自分らしさを大切にしよう！－男女平等意識の確立－

課題（1）男女の固定的役割分担意識の見直し

【現状と課題】

「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的役割分担意識[※]や性差に関する偏見に基づく社会制度や慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に影響を及ぼし、男女共同参画社会の形成を阻害する場合があります。

このような制約から抜け出し、自分自身の生き方を主体的に選択するためには、男女格差の背景にある「社会的性別」（ジェンダー[※]）をとらえ、それが社会的につくられたものであることを意識する視点を持ち、変えていこうとする姿勢が必要です。このことから、男女平等の視点に立った様々な調査、研究や実態を把握し、改善に努める必要があります。

また、家庭、学校、地域社会などにおいて、女性も男性もそれぞれの個性と能力を発揮し、多様な生き方ができるよう、学習機会の整備や充実を図る必要があります。さらに、男女平等の意識を深く根付かせるため、男女共同参画に関する情報の収集、整備、提供などを行うとともに、広報や啓発活動を積極的に展開する必要があります。

※) 性別による固定的役割分担意識

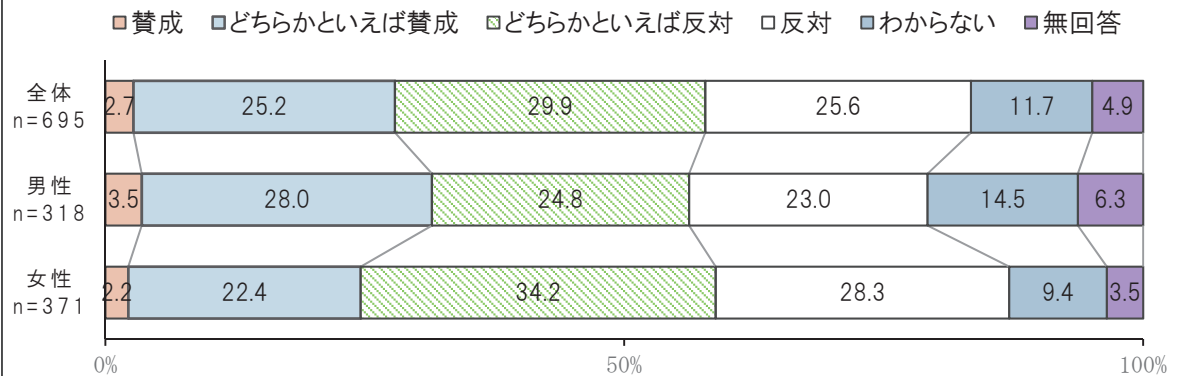
男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性・女性という性別を理由に、役割を固定的に分けること。

「男は仕事、女は家庭」「男性は主要な業務、女性は補助的業務」など。

※) ジェンダー

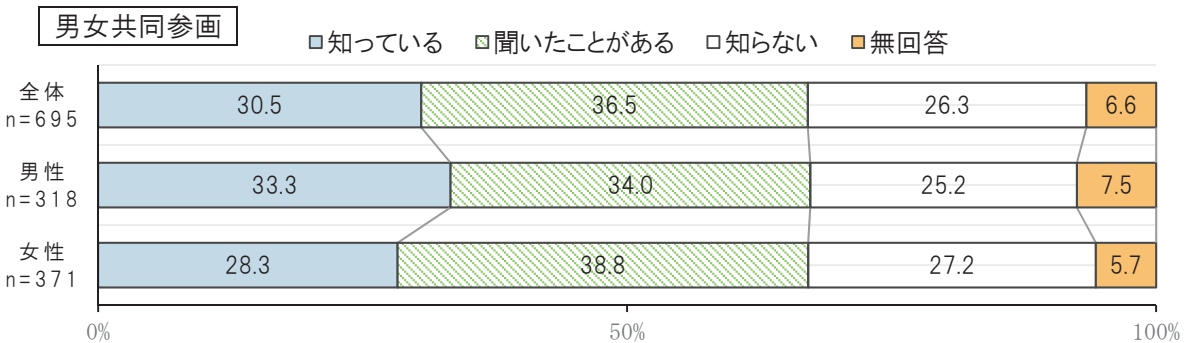
文化的、社会的につくられた性差のこと。生物学的な性差に対して、これと区別するために、国際的にも広く使用されることとなった概念・用語。

〔平成30年：市民意識調査〕「男は仕事、女は家庭」という従来の固定的意識について、あなたはどのように思いますか。

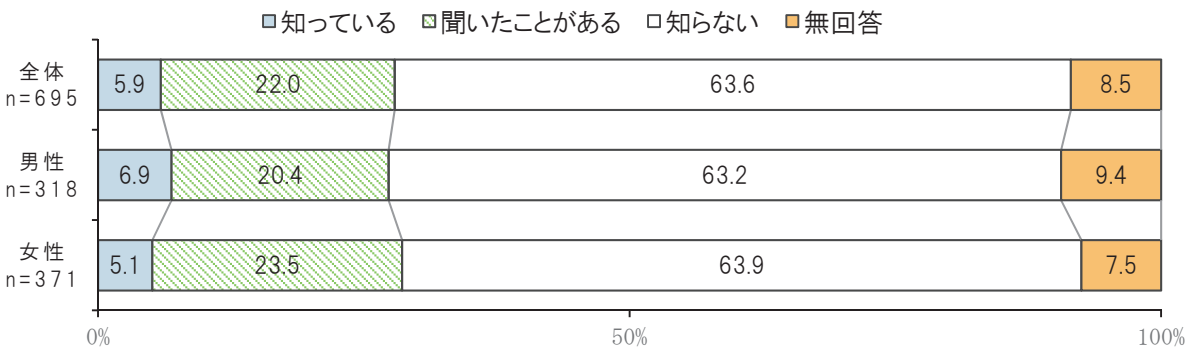


市民意識調査によると、「男は仕事、女は家庭」という従来の固定的意識について、「反対」と「どちらかといえば反対」を合わせた割合は、男性47.8%、女性が62.5%と従来の性別役割分担意識にとらわれない人の割合が高まっていますが、男女間で14.7ポイント開きがあり、依然として意識の隔たりが見られます。

〔平成30年：市民意識調査〕あなたは、次にあげる言葉について、ご存知ですか。



須賀川市男女共同参画基本計画「すかがわ男女共同参画プラン 21」



市民意識調査によると、「男女共同参画社会」を知っている、または、聞いたことがある割合は 67.0%、「男女雇用機会均等法」では 79.0%、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」では 48.2%となっており、徐々に認知度が広がりを見せています。

しかし、「須賀川市男女共同参画推進条例」では 31.3%、「須賀川市男女共同参画基本計画『すかがわ男女共同参画プラン 2 1』」では 27.9%と、本市の基本方針の周知が十分に図られていない現状が見られます。

【 施 策 】

① 広報・啓発活動の推進・充実

男女が個人として尊重され、個性を発揮して豊かな社会を築いていくためには、市民や事業者、行政、市民活動団体などが共通理解や認識のもと、施策を推進していかなければなりません。

また、男女共同参画の意識を一層普及、高揚するため、本市が発行する広報や出版物など、あらゆる機会を通じて、男女共同参画の視点や人権尊重などを推進する表現など意識啓発や広報活動の充実を図っていきます。



課題（２）男女共同参画における教育の推進・充実

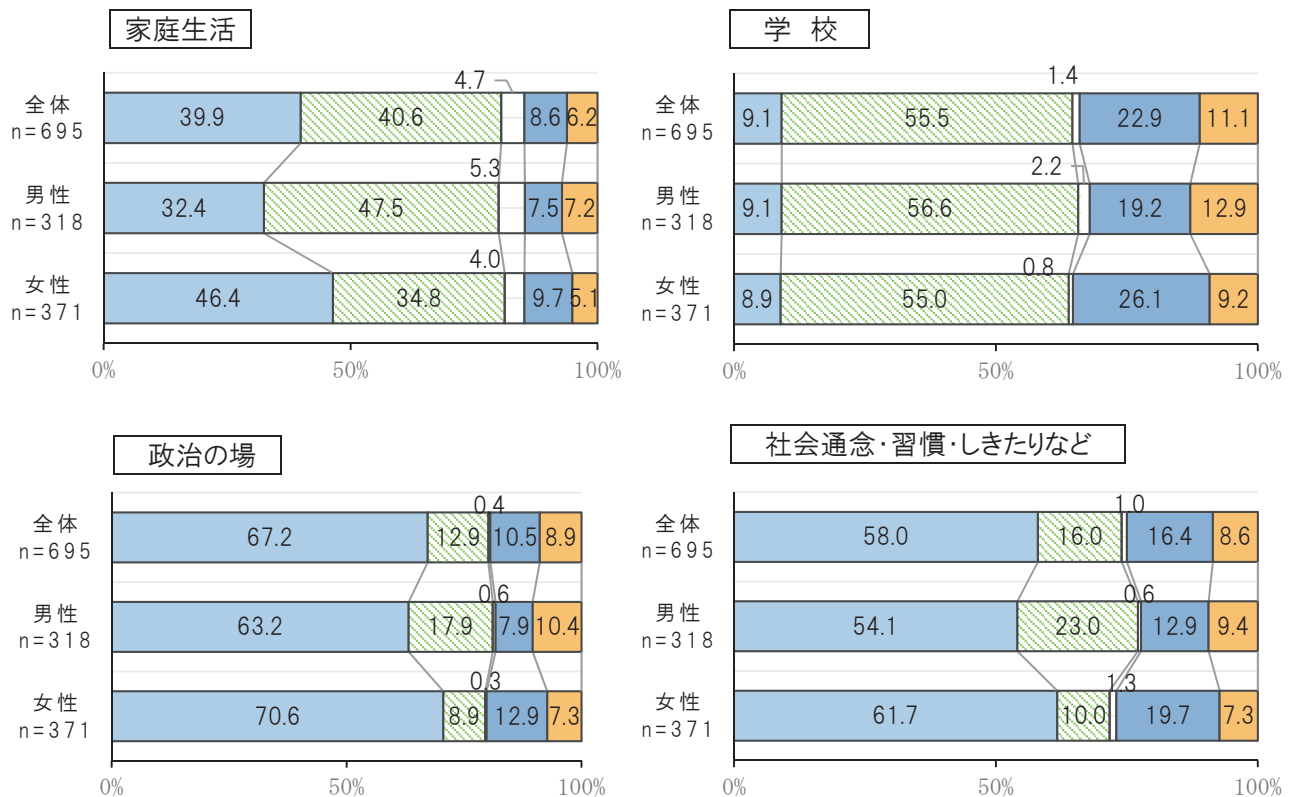
【現状と課題】

家庭や社会においては、いまだ性別による固定的役割分担意識や性差に対する偏見が根強く残り、男性優位の風潮が見受けられます。その中で、男女共同参画社会の実現のためには、家族の構成員が男女共同参画について正しく理解することが必要であり、また、未来を担う子どもたちが、人権尊重や自立の意識を確立できるよう、幼少期からの家庭等における教育を支援することが重要です。また、社会教育においては、人権尊重と男女平等の意識を高め、生涯を通じて様々な学習機会や情報を提供していくことが求められています。

〔平成 30 年：市民意識調査〕

あなたは、次にあげるような分野で男女の地位は平等だと思いますか。

■男性が優遇されている ■平等 □女性が優遇されている ■わからない ■無回答



市民意識調査によると、分野別男女の地位の「平等」について、男性が優遇されていると感じている割合が、「政治の場」では 67.2%、「社会通念・習慣・しきたりなど」では 58.0%と過半数を占めており、男女共同参画に向けた様々な施策展開を実施しているものの、女性のおかれている状況は、いまだ「平等」になっていないのが現状です。

しかし、「学校の間」では「平等」と感じている割合が 55.5%と過半数を占めており、これは初等中等教育において、児童生徒の発達段階に応じ、社会科、家庭科、道徳、特別活動等学校教育全体を通じ、人権の尊重、男女の平等や男女相互の理解と協力の重要性、家族や家庭生活の大切さ等についての指導の成果を表しています。

【 施 策 】

②学校教育・生涯学習における男女共同参画に関する教育の推進・充実

家族の構成員が男女共同参画や人権尊重について十分理解や認識を深め、次世代の社会を担う子どもたちが、人権尊重や自立意識を確立できるよう家庭、学校、職場などにおいて教育の支援や指導の充実を図っていきます。

○個別計画○

『須賀川市教育振興基本計画』、『須賀川市生涯学習基本構想』



題名「女性として」 ※一部抜粋・省略 仁井田中 3 年 三浦里緒さん

「元始、女性は太陽であった。」

これは、女性の権利活躍に活躍していた平塚らいてうの言葉です。この言葉が世に出たころの日本では、女性に参政権はなく、その地位も低いものでした。社会科の授業でそのことを知った時、私は、「日本にもこんな時代があったのか」くらいに思っていました。あまりに昔のことで、身近なことには感じられなかったのです。(省略)

1 年生の秋、文化祭のレクリエーションのくじ引きをするために、学級委員長だった私はステージに上がりました。何気なく上がった私ですが、すぐに少し変な気持ちになってしまいました。それは私以外の学級委員長が全員男子だったからです。女子の自分だけ目立って嫌だな、そんな考えが頭に浮かんで少し恥ずかしくなり、くじ引きが終わるとすぐにステージを降りました。どうして、男子の中に女子がいると変だと感じてしまったのだろう。まるで女子であることに自信が持てなくなってしまうような気持でした。(省略)

今年の東京大学の入学式で社会学者の上野千鶴子さんが、こんな祝辞を述べています。「医大の不正入試のように頑張っても報われない社会がある。がんばったら報われると思えるのは環境のおかげである。自分たちの恵まれた環境と能力を、人々を助けるために使ってほしい。強がらず、自分の弱さを認め合ってほしい。」と。

私は本当に頑張っている人達が男性女性に関わらず、正々堂々と頑張れる社会になってほしいと思います。(省略)

私が学級委員に選ばれたのは、私という人間を男女という区別なく認めてくれた周囲の人たちがいたからです。どちらが偉いかどちらが優れているかではなく、男性も女性も一人の人間として尊重される世の中になるべきだと思います。そのためには、男性だから女性だからではなく、まずは自分に自信をもっていられることが大切なのだと考えました。

課題（3）多様な価値を尊重する社会の実現

【現状と課題】

国際化の進展に伴い、さまざまな国々の歴史や文化、生活習慣や価値観などの理解を深め、それらの人々と交流し、共生する心を育む取り組みが必要となっています。そのためには、身近なところから理解を深め、交流するなど、国際的感覚や適応力を備えた人材育成が求められています。

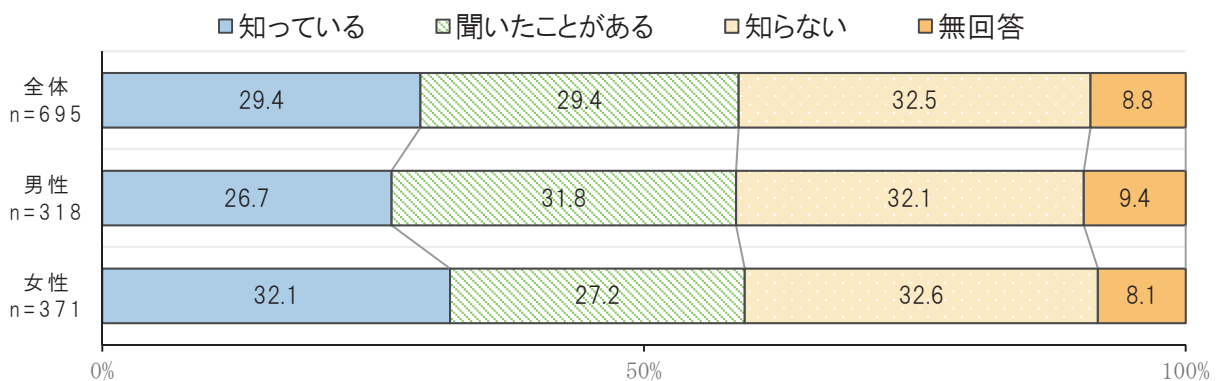
また、本市に居住する外国人が住みやすい環境とするため、外国語の生活情報の提供が重要であり、さまざまな国の人々とともに、自分らしく暮らせるまちづくりを目指す必要があります。

さらに、近年、LGBT（レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー）などの性自認や性的指向などを理由として困難な状況に置かれている人々についての社会的認識が進みつつあります。文部科学省では、平成26年に行った「学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査」を踏まえ、各都道府県教育委員会等に対し、性同一性障害に係る児童生徒に対して適切に対応するよう求めています。また、平成28年には「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」を作成し、通知に基づく対応の在り方を示しています。

また、国の第4次男女共同参画基本計画でも、性同一性障害や性的指向を理由として困難な状況に置かれている人々への配慮が盛り込まれました。性自認や性的指向などを理由として困難な状況に置かれている人々は、偏見や固定的観念により人権を侵害されやすいため、人権尊重の観点から配慮が必要になります。

〔平成30年：市民意識調査〕 あなたは、次にあげる言葉について、ご存知ですか。

セクシャルマイノリティ(性的少数者)



市民意識調査によると、「知っている」、「聞いたことがある」を合わせた割合が 58.8%と過半数を占めており、本市においても社会的認識の広がりが見られます。

【 施 策 】

③国際的な人材育成と国際交流の推進

国際理解を深めるために、外国の歴史、文化、生活などを紹介する学習や交流の機会を図ります。

④外国人が暮らしやすい環境の支援

外国人居住者の日常生活に対する支援として、外国語での生活情報の提供を図ります。

⑤性自認や性的指向にかかわらず等しく尊重され受容される社会の実現 ★**新**

性自認や性的指向など性に関する固定観念や偏見により、困難な立場に置かれている人々の個人としての人権が尊重されるよう、人権教育や啓発を推進します。

キーワード▶▶▶ SDG s について

「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」の省略です。2015年に国連で開かれたサミットにおいて採択された、国際社会共通の目標です。

「17の目標」と「169のターゲット(具体目標)」で構成されており、目標の5番目にジェンダー平等が示されています。

SDG sは「誰一人、取り残さない」をスローガンに国と国との間、国の中、男女間など、あらゆる格差と不平等を解消していくことを基本理念としています。「今までのやり方や考え方」を見直し、公正・包摂的で持続可能な社会に改変していこうという理念です。固定的な性別役割分担、家父長制的な規範、男性中心の経済・政治の構造・慣行は、「変革」の対象です。

SDG sの前文には全てのゴールに「ジェンダー主流化」を行うことが基本原則として明記されました。



基本目標2

自分らしく輝ける環境づくりをしよう！

—男女共同参画のための環境整備—

課題（4）働き方改革等の推進

【現状と課題】

働くことは、生活の経済的基盤を形成するものであるとともに、達成感や自己実現につながります。少子高齢化やグローバル化が進展する中で、働きたい人が性別に関わりなくその能力を十分に発揮できる社会づくりは、ダイバーシティ※の推進につながり、持続可能な経済社会の発展や企業の活性化という点からも重要な意味を持ちます。

しかし、長時間労働は依然として男性の働き方に多く見られ、また、長時間労働を前提とした働き方は、女性の活躍を阻害する一因となっています。国においては、平成28年9月、長時間労働の是正や同一労働同一賃金などの実現に向けて「働き方改革実現会議」を設置し、「働き方改革実行計画」を策定しました。

今後は、総労働時間の短縮を進めるとともに、男女を問わず短時間勤務や在宅勤務（テレワーク）など柔軟で多様な就業形態、育児・介護休業等を取得しやすい職場環境の整備など、多様な生活スタイルやライフステージに応じた、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現できる雇用環境の整備が求められています。

※）ダイバーシティ

「多様性」のこと。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。

キーワード▶▶カエル！ ジャパンについて

内閣府は仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）推進のための国民運動として「カエル！ ジャパン」キャンペーンを実施しています。

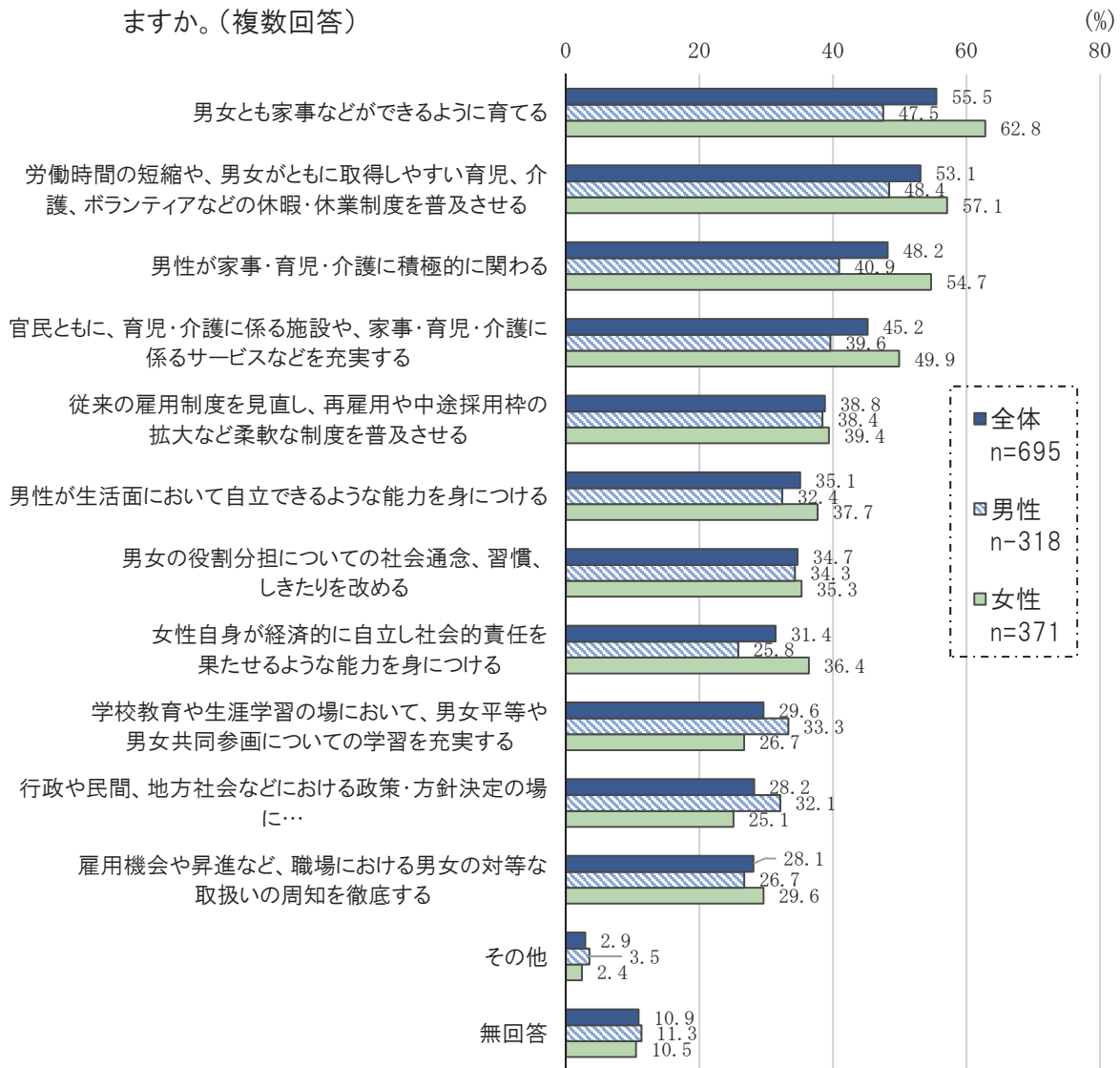
「ひとつ」という言葉は、試みに「まずは～してみよう」、「ちょっと～してみよう」という意味と「1つ」として、「できることをまず1つ」という意味を持っています。

【変える＝かえる！】現状を変えるというちょっと勇気があることを「カエル！」と称して呼びかけています。

カエルのホップステップジャンプと飛躍するその力にもあやかっています。



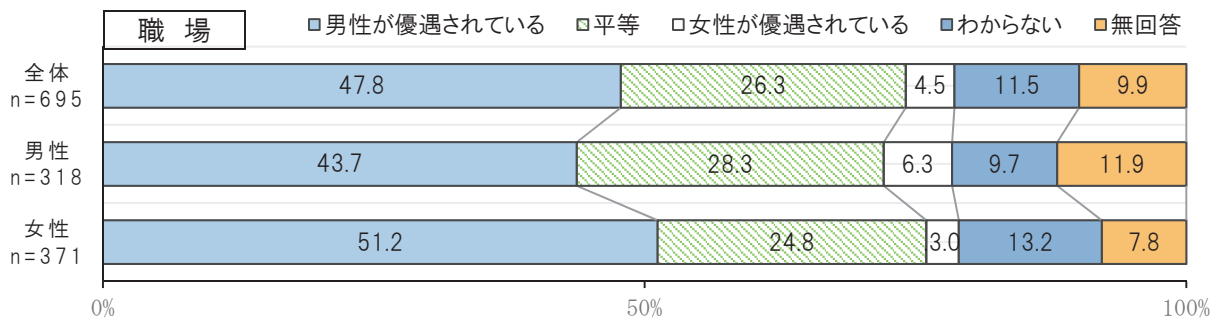
〔平成30年：市民意識調査〕 今後、女性と男性がともに仕事、家事、介護、地域・社会活動などに積極的に参加するためには、どのようなことが必要だと思いますか。（複数回答）



市民意識調査によると、今後、女性と男性がともに仕事、家事、介護、地域・社会活動などへの参加に必要なと思うことについて、「男女とも、家事などができるように育てる」が55.5%、「労働時間の短縮や、男女がともに取得しやすい育児、介護、ボランティアなどの休暇・休業制度を普及させる」が53.1%、「男性が家事・育児・介護に積極的に関わる」が48.2%となっており、仕事と生活の調和ができる雇用環境の整備やライフステージに応じた多様な支援策の充実、男性の意識改革が望まれている傾向が見られます。

また、雇用、就業形態の多様化の中で、それぞれの価値観やライフスタイルに合わせて、多様で柔軟な働き方を自由に選択することができ、その働き方に応じた適正な処遇、労働条件、学習機会の提供などが確保されることは、女性の能力を促進するうえで、重要な課題です。

〔平成30年：市民意識調査〕 あなたは、次にあげるような分野で男女の地位は平等だと思いますか。



市民意識調査によると、分野別男女の地位の「平等」について、職場においては、「男性が優遇されている」が47.8%、「平等」が26.3%、「女性が優遇されている」が4.5%と約半数が「男性が優遇されている」状況から、ポジティブ・アクション※により職場における男女間格差を是正するなどを通じ、男女の働き方・暮らし方・意識を変革し、男性中心型労働慣行等を見直すことにより、あらゆる機会に「平等」が確保される必要があります。

※) ポジティブ・アクション

様々な分野において、参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、参画する機会を積極的に提供する措置のこと。

【 施 策 】

⑥働く場における男女共同参画実現のための啓発

働き方の見直しの必要性や有効性を企業に周知するとともに、仕事と生活の調和の重要性について広く広報に努めながら、多様な働き方について、次世代育成支援対策推進法や育児・介護休業法等の法令遵守のもと、子育てや介護がしやすく働きやすい職場環境の実現に向け普及啓発に努めます。

⑦男女がともに十分に能力が発揮できるための働く環境の整備

農業や商工業など自営業に携わる女性を含め、すべての男性・女性に対して、労働が正当に評価され、経済的地位が確保される労働環境の整備が必要であり、経営の参画や担い手育成の支援など、必要な専門分野の相談や情報提供を支援します。

○個別計画○

『須賀川市食料・農業・農村基本計画』

課題（５）子育て期・介護期の環境整備

【現状と課題】

少子化や核家族化、地域コミュニティの希薄化などにより、子育てに不安や孤立感を覚える家族が増えている現在において、親子ともに健やかに暮らすための育児支援が課題です。

また、高齢化に伴って、寝たきりや認知症などにより介護を必要とする人が急速に増加しており、今後もその増加が見込まれています。さらに、要介護者の増加や介護期間の長期化など、介護の必要性が増大する一方、核家族化や介護者の高齢化などによる家族の介護状況の変化が、介護問題をより深刻化させています。人生100年時代を見据え、高齢者が住み慣れた地域で、互いに支えながら、自立した生活を継続できるよう、行政と地域などの連携による地域包括ケアシステムの充実とともに、市民自ら介護予防活動を行うことが求められます。

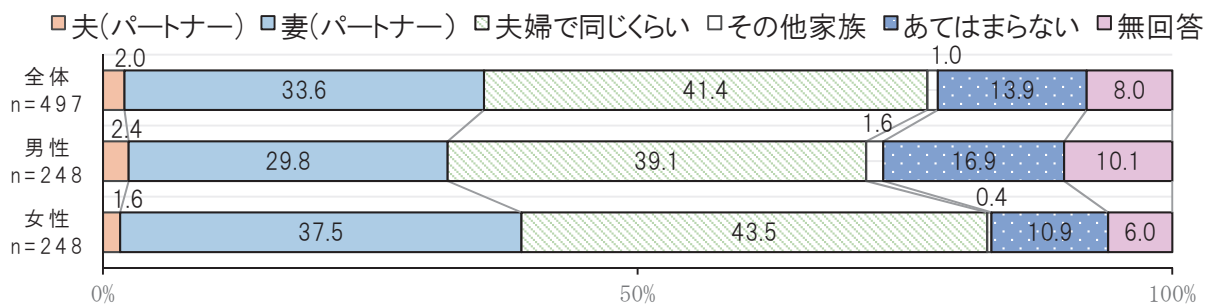
障がいのある人への配慮については、ノーマライゼーション※の理念に基づき、障がいのある人もない人も、ともに生活し活動できるよう取り組む必要があります。

※) ノーマライゼーション

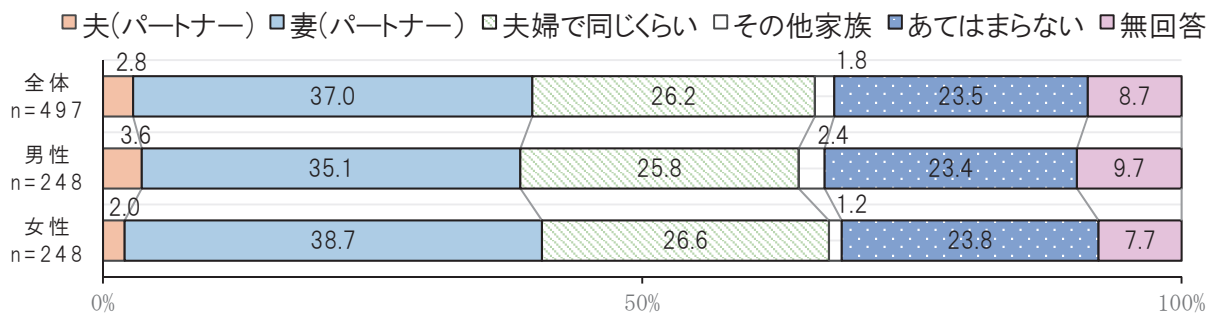
障がい者や高齢者に関わらず、あらゆる人がともに住み、ともに生活できるような社会を築くこと。

〔平成30年:市民意識調査〕 あなたの家庭では次にあげることを主にどなたが担っていますか。
(結婚している、または結婚していないがパートナーと暮らしている方対象)

子どものしつけ・教育



家族の世話・介護



市民意識調査によると、家庭で主にどなたが担っているかについて、「子どものしつけ・教育」では、夫（パートナー）が2.0%、妻（パートナー）が33.6%、夫婦（パートナー）で同じくらいが41.4%と両方で担っている割合が多い一方で、妻（パートナー）の負担が多い傾向です。

また、「家族の世話・介護」では、夫（パートナー）が2.8%、妻（パートナー）が37.0%である一方、夫婦（パートナー）で同じくらいは26.2%にとどまり、依然として妻（パートナー）の負担が多い傾向です。

家事や育児、介護などは、本来家族全員が協力して行うものですが、固定的な性別役割分担意識や慣行から、現実には女性の負担が大きく、就業継続や社会参画を困難にしています。一方、男性の多くが仕事中心の環境におかれ、家事などを担うことが難しくなっています。現在、女性の多くが担っている育児、介護について、男女が協力して担うことや社会全体で支え合うことができるよう、子育て支援、介護サービスの充実などの環境整備が必要です。

【 施 策 】

⑧子育て支援の充実

男女が協力して担うことが出来るよう子育ての経済的負担、精神的負担の解消、さまざまな活動と育児の両立を支援するために、子育てに関する相談体制や情報提供の充実、地域による子育て支援体制を整備します。

○個別計画○

『須賀川市子ども・子育て支援事業計画』

⑨介護支援の充実

高齢者と障がい者の生活を支援するとともに、介護サービスを充実します。

○個別計画○

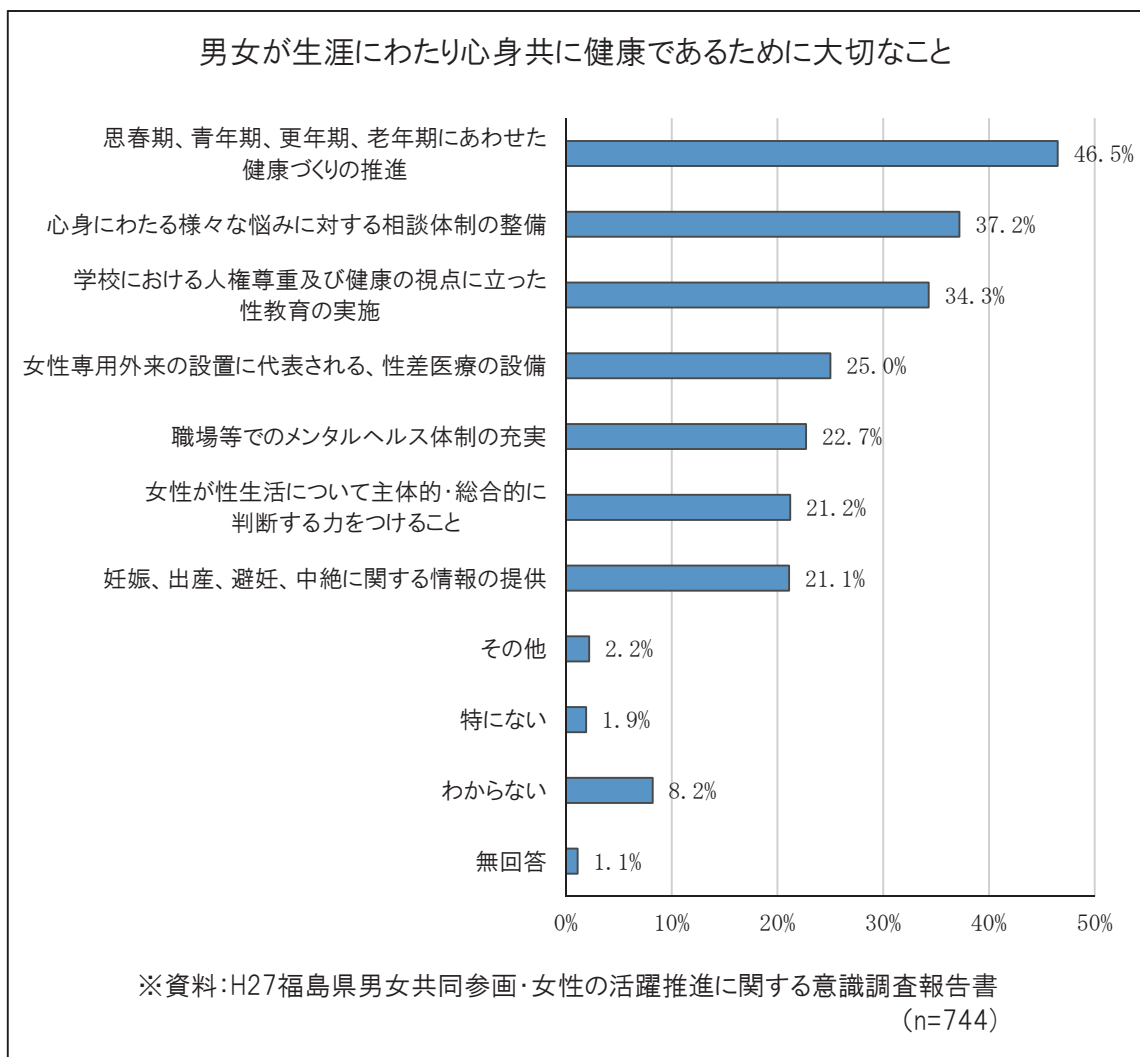
『須賀川市高齢者福祉計画』、『須賀川市介護保険事業計画』、『須賀川市健康増進計画』、『須賀川市障がい者計画』

課題（6）健康づくりと人権が尊重される環境の整備

【現状と課題】

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成にあたっての前提と言えます。心身及びその健康について正確な知識や情報を入手することは、主体的に行動し、健康を享受できるようにしていくために必要であり、市民一人ひとりが「健康」に暮らすためには、市民の健康に対するニーズを的確にとらえた施策の推進を図る必要があります。

さらに、高齢化社会を迎え、生きがいを感じながら充実して過ごしていくためには、寝たきりや認知症予防なども含め、生活支援や環境整備の充実、ライフステージに応じたあらゆる場での健康づくりが求められます。



県の意識調査によると、男女が生涯にわたり心身共に健康であるために大切なこととして、「思春期、青年期、更年期、老年期に合わせた健康づくりの推進」との回答が多くなっています。女性と男性では異なる健康上の問題に直面することもあることから、性差に配慮し、生涯にわたる健康確保の重要性を理解することが大切です。

また、人権の尊重は、心豊かに生きていく上で基盤となるものです。配偶者、恋人などからのドメスティック・バイオレンス、職場や学校で見られるいじめ、セクシャル・ハラスメント、性暴力、人身取引などは、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、多くの場合、女性が被害者です。これらの暴力行為は、固定的な性別役割分担や、家庭や社会における男性優位の意識や経済的格差など、男女のおかれている状況などに根ざした構造的な問題です。

ストーカー規制法やDV防止法などの法制度も着実に整備される中、依然として女性に対する暴力は数多く見られ、また、潜在化していることが推測されます。男女間のあらゆる暴力発生の抑止のため意識啓発を行うとともに、被害者への相談・支援体制を充実させることが求められています。

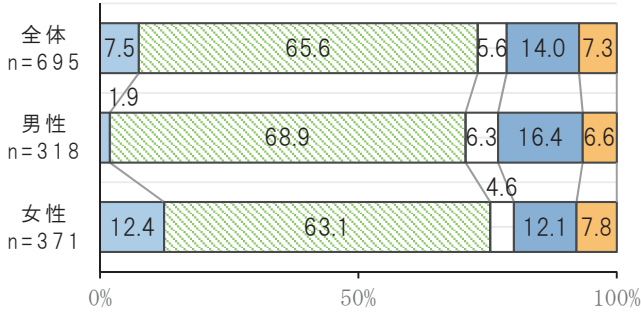


〔平成 30 年：市民意識調査〕

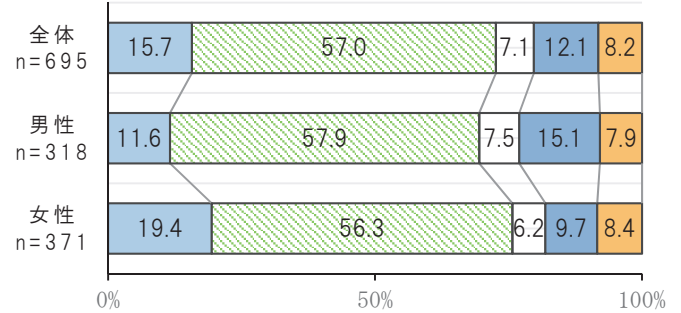
あなたは、次にあげるような被害を異性から受けたことがありますか。

- 受けた ■ 受けていない □ わからない
- あてはまらない ■ 無回答

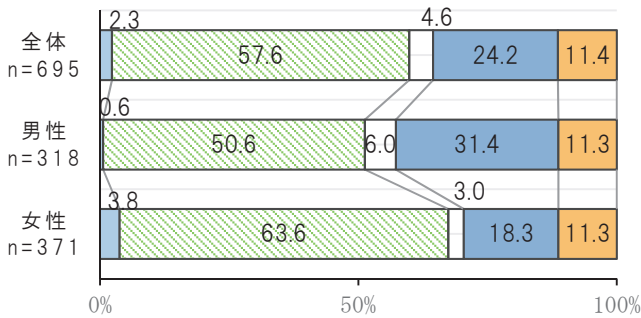
セクシャル・ハラスメント(セクハラ)



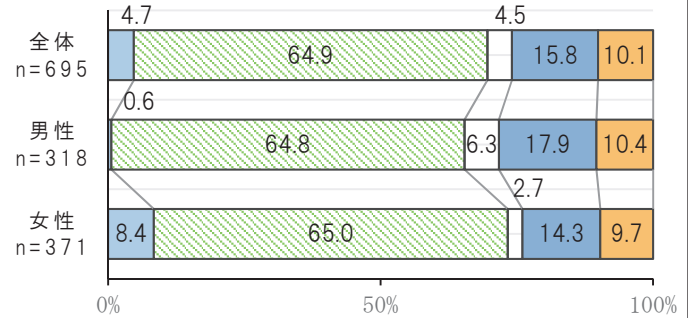
パワー・ハラスメント(パワハラ)



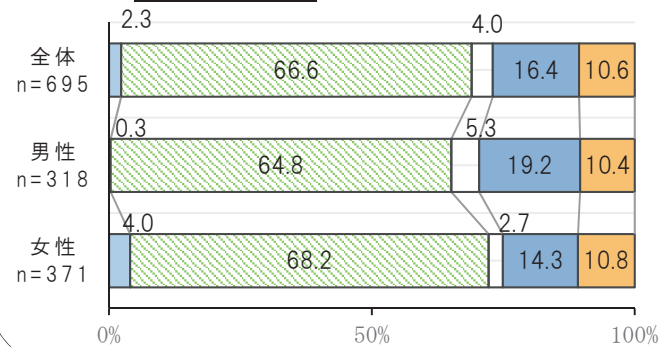
マタニティ・ハラスメント(マタハラ)



ドメスティック・バイオレンス(DV)



ストーカー



市民意識調査によると、セクシャル・ハラスメントを受けたことがある割合は7.5%、パワー・ハラスメントを受けたことがある割合は15.7%、マタニティ・ハラスメントを受けたことがある割合は2.3%、ドメスティック・バイオレンスを受けたことがある割合は4.7%、ストーカーを受けたことがある割合は2.3%となっており、前回の調査(平成25年)と比較すると同じような割合で推移しており、より一層人権の尊重を啓発する必要があります。

【 施 策 】

⑩生涯を通じた健康づくりの支援

健康管理の重要性を普及啓発するとともに、女性が受診しやすい環境の整備、健康診査、健康教育、健康相談などを行います。

○個別計画○

『須賀川市健康増進計画』、『須賀川市特定健康診査等実施計画』

⑪あらゆる暴力発生を抑止と被害者への支援

(DV防止法 市町村基本計画)

ドメスティック・バイオレンス、職場や学校で見られるいじめ、セクシャル・ハラスメント、性暴力、人身取引などは、許されない重大な人権侵害であり、その根絶を図るため、性差別や暴力を許さない社会の形成に向けた広報・啓発に努めるとともに、安心して相談できる窓口の設置、被害者への精神的援助や自立支援など、安心して生活できるために環境整備や関係機関との連携を図ります。



基本目標 3

自分らしく活躍しよう！－男女共同参画の推進－

課題（7）家庭・地域・職場へのバランスのとれた参画促進

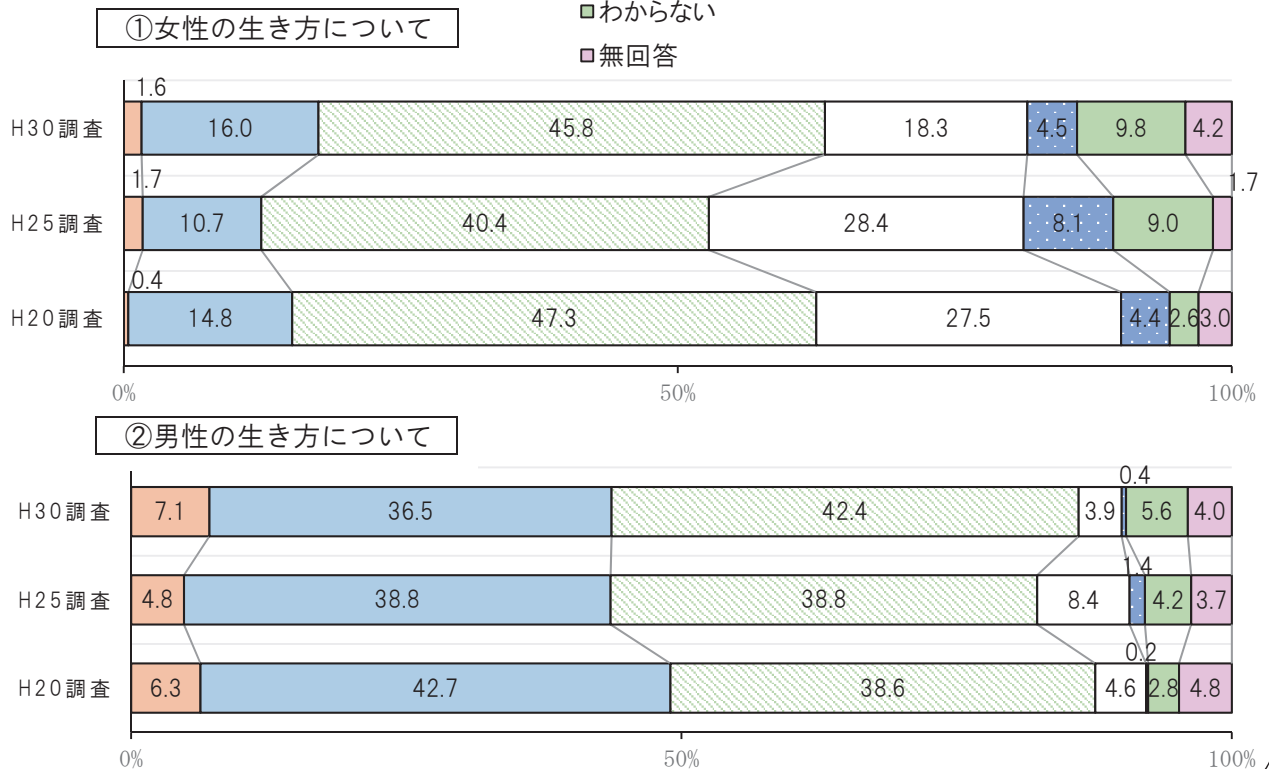
【現状と課題】

家庭や地域社会では、男女がともに考え、行動する姿勢を身近なところから作りだすことが求められています。特に、女性の関心事項や問題意識を政策方針決定に反映させるためには、女性自らも、社会を支える主体として自覚と能力を高めるとともに、女性が地域活動のリーダーとして責任を担うことができる環境整備が必要です。

しかしながら、依然として男女の固定的役割分担意識が弊害となり、職場、地域、家庭などあらゆる分野において、女性の参画に対する理解が不十分な状況にあります。

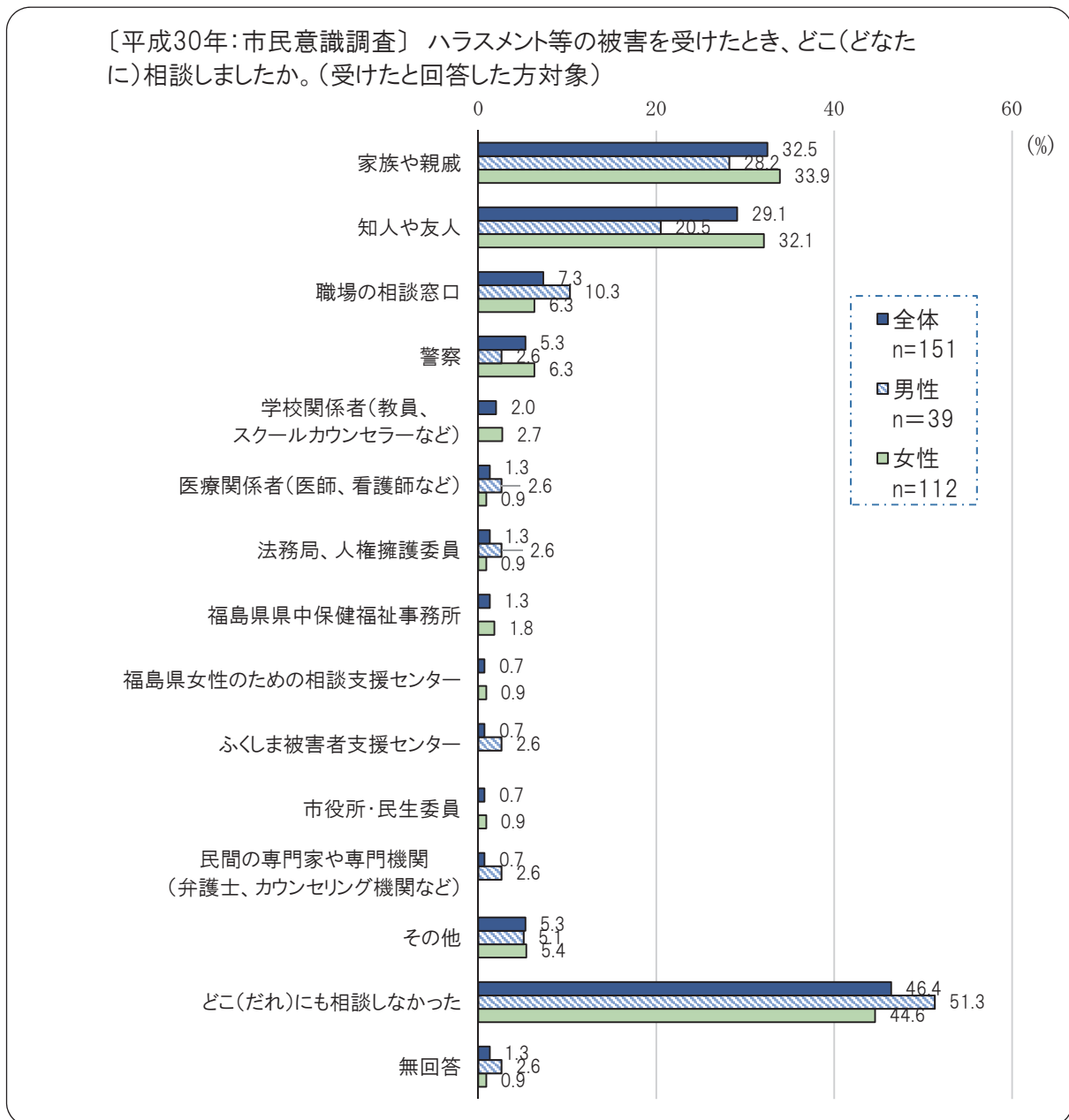
〔平成 30・25・20 年：市民意識調査〕 次にあげる女性や男性の生き方として、あなたが望ましいと思うものはどれですか。

- 家庭生活や地域・社会活動より、仕事に専念
- 家庭生活や地域・社会活動に携わるが、あくまで仕事を優先
- 家庭生活や地域・社会活動と仕事を両立
- 仕事に携わるが、家庭生活や地域・社会活動を優先
- 仕事より、家庭生活や地域・社会活動に専念
- わからない
- 無回答



市民意識調査によると、男女の望ましい生き方として「女性の生き方」では、「家庭生活や地域・社会活動と仕事を両立させる」が45.8%と約半数で最も多く、「男性の生き方」でも、「家庭生活や地域・社会活動と仕事を両立させる」が42.4%と約半数で最も多いが、次いで「家庭生活や地域・社会活動に携わるが、あくまで仕事を優先させる」が36.5%もあり、男女ともに家庭と仕事の両立が最も望ましいと考えていますが、「男は仕事」という強い固定観念がまだまだ根深い傾向にあることが分かります。

このことを踏まえ、今後も、固定観念を払しょくし、意識改革を促すための啓発活動の推進が必要であり、また、女性リーダーの育成や研修機会を充実させ、女性の個性と能力を高めるとともに、一人ひとりが生き生きと輝くワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭の調和）の理念を推奨する必要があります。



また、男性はパワー・ハラスメントなどの各種被害に遭っても相談しないことが多く、孤立感を深める傾向があります。

市民意識調査によると、ハラスメントを受けた際にその被害をどこ（どなた）に相談したかでは、男性では「どこ（だれ）にも相談しなかった」が51.3%と最も多くなっています。男性も「男は仕事」「男は強くなければならない」など性別による固定的役割分担意識の弊害を受けてきたと言えます。このことから男性にとっても、暮らしやすい社会が必要と言えます。

【 施 策 】

⑫多様な相談体制の充実

市が実施する各種相談の内容と窓口を充実させ、市民が相談しやすくします。

⑬家庭生活や地域活動における男女共同参画の促進

男性が家事に参加するための意識づくりや技術習得の場の提供、男女がともに地域社会に参画できるためのきっかけづくりなどを行います。

⑭男女共同参画に取り組む地域団体への支援

活動の場の提供や情報の提供など、男女共同参画に取り組む地域団体の活動を支援します。

⑮男性に対する男女共同参画の促進

男性の多くは、男女共同参画について「女性だけの問題」と認識しがちであり、男性にとっても重要であることが十分理解されていない状況です。

男女がともに活躍するためには、男性の固定的な性別役割分担意識にとらわれない考え方と家庭生活への積極的参画が必要であり、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の普及など男性の働き方を見直し、家庭生活や地域活動に男女がバランスよく参画できる環境づくりを推進します。

〔平成30年：市民意識調査の自由意見より抜粋〕

- * 男女に関係なく、互いに尊重する事が、大事な考え方ではないかと思います。そのうえで、足りない部分をカバーし合う事で、協力していくことができれば良いと思います。（50代男性）
- * 未だに男は「仕事のみ」という考え方が根強い。家事・育児に取り組む男性に対する偏見は、当事者にとっては本当に悩ましく、自分は男として間違っているのかと自問自答してしまう。評価してほしい訳ではないが、もっと理解があってほしいところです。（30代男性）

課題（８）女性人材の育成と意思決定過程への参画促進

（女性活躍推進法 市町村推進計画）

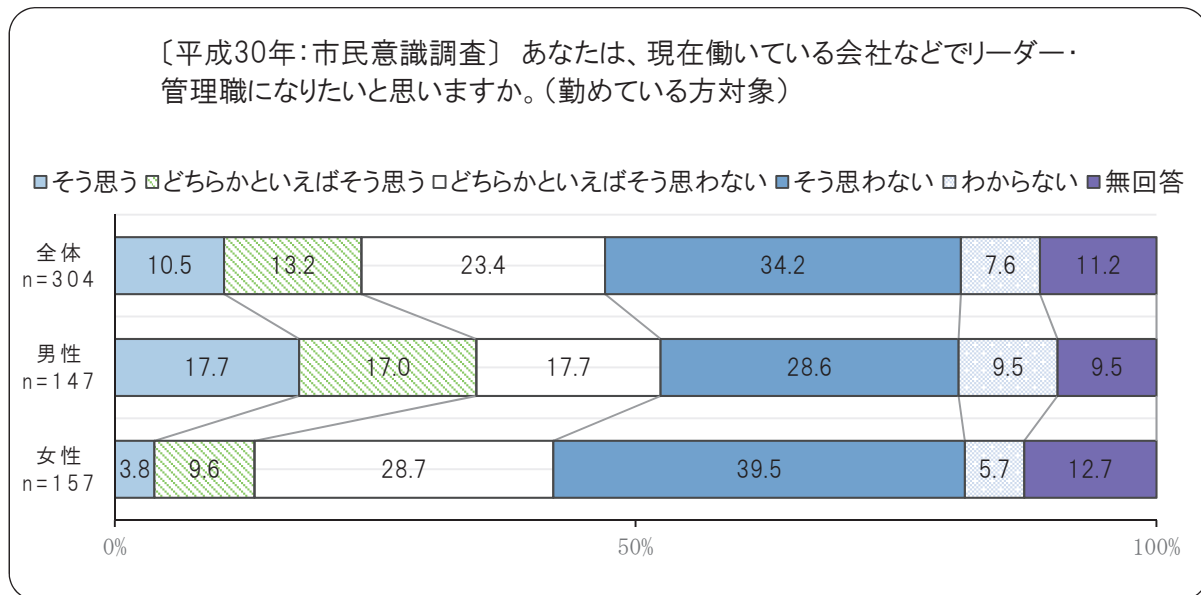
【現状と課題】

社会を住みやすく、活力あるものにしていくためには、男女がともに自立し、成熟した市民として政治、経済、社会、文化などあらゆる分野に参画する必要があります。

しかし、現実には、地域課題や家庭生活において、女性が多くを担う一方で、政策や方針決定過程への参画は、男性が中心となっています。

国は、社会のあらゆる分野において、2020年までに指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度となるよう期待するとの目標を掲げ、取り組みを進めてきましたが低水準となっています。

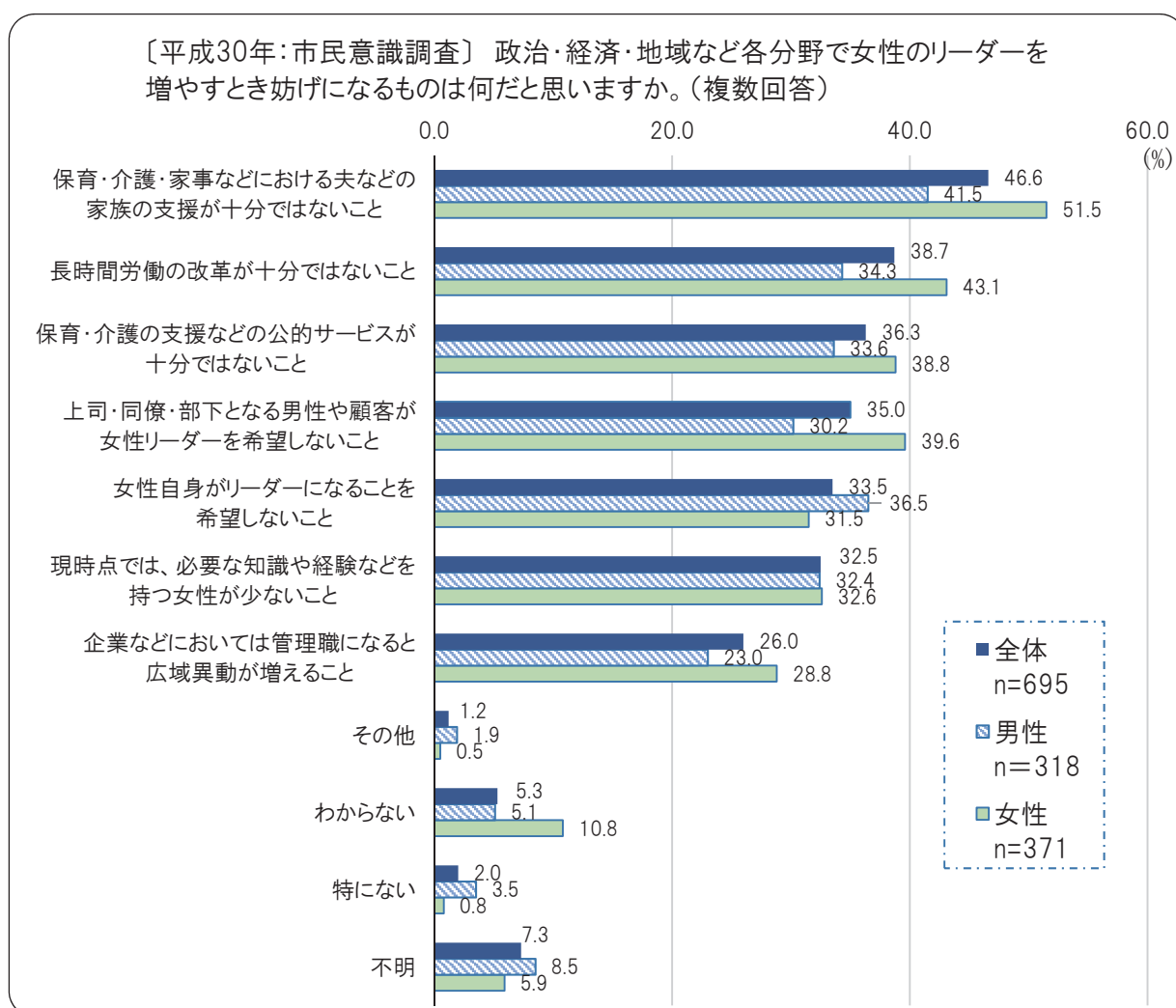
「指導的地位に女性が占める割合を30%程度とすること」は、社会の多様性と活力を高め、我が国の経済が力強く発展していく観点や、男女間の実質的な機会の平等を担保する観点から極めて重要な目標であり、30%目標を目指すことを市民の間でチャンスと捉え、女性の参画拡大の動きを更に加速していく必要があります。



市民意識調査によると、現在働いている会社などでリーダー・管理職になりたいかでは、男性では、「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」を合わせた割合が34.7%、女性では、「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」を合わせた割合が13.4%と女性は男性に比べ、管理者になりたがらない傾向が見られます。

また、平成30年調査の地方自治法に基づく本市の審議会や委員会（法令・条例に基づくもの）における女性委員の割合は、25.4%（468人中119人）、市議会における女性議員の割合は8.7%（23人中2人）となっており、女性の参画が少ない現状にあります。

このため、市民の暮らしを支える市政や地域活動などにおいて、男女それぞれの視点や発想などを反映させ、活力あるものとするため、女性の政策、方針決定過程への参画を進めるとともに、事業者や各種団体などに対する女性の能力発揮の機会や登用促進などの働きかけが求められます。



市民意識調査によると、政治や経済、地域などの各分野で女性のリーダーを増やすときに妨げとなるものは何かでは、「保育・介護・家事などにおける夫などの家族の支援が十分ではないこと」が46.6%、「長時間労働の改善が十分ではないこと」が38.7%、「保育・介護の支援などの公的サービスが十分ではないこと」が36.3%と男性の意識改革、長時間労働の是正、公的機関の支援が必要であり、家庭、事業者、各種団体、公的機関が一体となって取り組む必要性があります。

特に、防災・災害復興分野には、男女のニーズを把握した予防、復旧・復興対策などが必須なことから、女性が積極的に防災・災害復興活動に参画することや、地域防災計画や災害における避難所運営などにおいて、十分に女性や多様な背景を持つ人々の視点が反映されるよう、政策・方針決定過程に参画できる環境整備を進める必要があります。

【 施 策 】

⑯あらゆる分野に参画し責任を担うことのできる女性人材の育成 ★**新**

(女性活躍推進法 市町村推進計画)

女性も自分の意思で積極的に参画するよう意識改革を進めるとともに、知識や能力の習得などを図るための支援を行い、女性の人材を育成します。

⑰企業・団体などにおける方針決定過程への女性の参画の促進

(女性活躍推進法 市町村推進計画)

男女がともに組織や会議を運営していくことができるよう、女性人材の活用による、活動の活性化を図るための啓発を行います。

⑱女性の活躍のための環境整備と経済的自立の促進 ★**新**

(女性活躍推進法 市町村推進計画)

女性労働者が意欲や能力を活かして就業を継続し、経済的に自立することができるよう、男女雇用機会均等法などの趣旨を踏まえた取り組みの推進を企業等に対し幅広く働きかけ、職場における実質的な男女平等を実現するため、企業におけるポジティブ・アクションの実施を促進します。

⑲防災・復興分野における女性の参画促進

(女性活躍推進法 市町村推進計画)

近年、自然災害により甚大な被害を各地で受けている状況から、防災計画の策定、実施及び避難所運営や防災の取り組みを推進するには、女性や多様な背景を持つ人々の視点も大切であり、その政策や方針決定過程に女性の参画を促進します。

○個別計画○

『須賀川市地域防災計画』

第3章 実施計画

(令和2年度～令和5年度)

1 計画の推進体制

この計画を着実に推進するために、市民、企業や事業者、市民活動団体、市が協力や連携することにより、男女共同参画社会の具現化を目指します。

(1) 市の役割

- * 男女共同参画の意識啓発のために、市民や企業、事業者等に対して積極的に情報を提供します。
- * 男女共同参画に関する学習の場を設けます。
- * 市職員一人ひとりが、男女共同参画の重要性を認識し、意識の向上を図ります。
- * 男女ともにあらゆる活動の場に参画できるよう環境を整備し、市民の生活と企業や事業者の男女共同参画の取り組みを支援します。
- * 市役所も一つの事業者として、率先して男女共同参画を推進します。
- * 家庭生活、地域活動に関する相談業務を充実します。
- * 行政の方針決定過程への女性の登用を進めます。

(2) 市民の役割

- * 積極的に自身の生活の中に、男女共同参画の視点を持って行動します。
- * 積極的に各種講座やイベントに参加するなど、男女共同参画について関心を持ちます。
- * あらゆる場面で、男女とも参画する責任をもって行動します。
- * 定期的に健康診断を受けるなど、自身や周りの人の健康に関心を持ちます。
- * 地域での見守りなど、暴力を許さないまちづくりを進めます。
- * とともに暮らす多様な国の人々の文化や考えを尊重し、協力し合います。
- * 家族一人ひとりの個性や生き方、考え方などを尊重し、家事や育児、介護などを助け合います。
- * まちづくりに関する活動に積極的に参加します。
- * あらゆる場で自身の能力を発揮できるよう励みます。

(3) 企業や事業者の役割

- * 情報を発信するときは、その表現が性別による固定的役割分担意識を助長させることのないよう、心がけます。
- * 男女雇用機会均等法など、労働に関する法律を守ります。
- * 性別に関わらず、働く人の能力と意欲を活かす人材育成を行います。
- * 育児・介護休業など支援制度について従業員に周知し、男女ともに取得しやすい環境を整えます。また、職場復帰後も安心して働ける職場づくりをします。
- * 妊娠中や出産後の女性に対し、母性保護のための健康管理を支援します。
- * 職場だけでなく、家庭生活や地域活動に参画できるような職場づくりをします。(ワーク・ライフ・バランスの推進)
- * 各種ハラスメントの防止に取り組みます。
- * 管理職など方針決定過程への女性の参画に配慮します。

(4) 市民活動団体の役割

- * よりよい社会づくり、活力のある社会の実現のため、男女共同参画の視点を取り入れ行動します。



2 計画の進行管理

本計画を着実に推進するため、毎年度基本計画に基づく施策の結果及び効果を検証し、効果的かつ効率的な事業展開を図ります。

(1) 実施計画

基本目標1 自分らしさを大切にしよう！

課題(1) 男女の固定的役割分担意識の見直し

施策	具体的施策	担当課
① 広報・啓発活動の推進・充実	<ul style="list-style-type: none"> ■「男女共同参画週間」や「女性に対する暴力をなくす運動週間」の周知や、広報やホームページを利用した広報と啓発の充実 ■男女共同参画情報紙などの発行 ■男女共同参画セミナーの開催 ■国、県、福島県男女共生センターからの情報発信 	企画政策課 関係課

課題(2) 男女共同参画における教育の推進・充実

施策	具体的施策	担当課
② 学校教育・生涯学習における男女共同参画に関する教育の推進・充実	<ul style="list-style-type: none"> ■学校教育の場での男女共同参画に関する教育活動 ■小学校、中学校の教職員や保育士、幼稚園教諭等が男女共同参画の視点を持てるような研修機会の推進 【個別計画】須賀川市教育振興基本計画 	教育総務課 学校教育課 こども課
	<ul style="list-style-type: none"> ■生涯学習における機会の充実 【個別計画】生涯学習基本構想 	生涯学習スポーツ課 市民交流センター企画課 各公民館

課題(3) 多様な価値を尊重する社会の実現

施策	具体的施策	担当課
③ 国際的な人材育成と国際交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■国際交流や異文化交流の推進 	観光交流課 生涯学習スポーツ課 市民交流センター企画課 各公民館
	<ul style="list-style-type: none"> ■外国語教育の充実 (ネイティブ英語指導助手による英語指導) 	学校教育課

④ 外国人が暮らしやすい環境の支援	■外国人居住者の支援 外国語版観光マップの作成	観光交流課
	■外国人居住者の支援 外国語版ホームページの充実 広報すかがわの自動翻訳、読み上げ音声データの配信	秘書広報課
⑤ 性自認や性的指向にかかわらず等しく尊重され受容される社会の実現 ★新	■性自認や性的指向などの性に関する固定観念や偏見により困難な状況に置かれている人々の個人としての人権が尊重されるための、人権教育や啓発の推進	企画政策課

基本目標2 自分らしく輝ける環境づくりをしよう！

課題(4) 働き方改革等の推進

施策	具体的施策	担当課
⑥ 働く場における男女共同参画実現のための啓発	■男女雇用機会均等法、男性の育児休暇、介護休業取得、管理職等へ女性の登用、セクハラ・パワハラ防止などの啓発や情報提供 ■国や県の次世代育成支援対策推進法に基づく認定制度などの普及啓発	商工課 企画政策課
⑦ 男女がともに十分に能力が発揮できるための働く環境の整備	■商工業、農林業などの自営業における男女共同参画の推進 【個別計画】須賀川市食料・農業・農村基本計画	商工課 農政課

課題(5) 子育て期・介護期の環境整備

施策	具体的施策	担当課
⑧ 子育て支援の充実	■子育ての経済的負担や精神的負担の解消、育児と仕事や地域活動との両立など子育て支援の充実や相談体制の充実 【個別計画】須賀川市子ども・子育て支援事業計画	こども課 健康づくり課 市民交流センター企画課
⑨ 介護支援の充実	■介護保険制度の適正な運営と介護サービスの充実 ■高齢者の生活の支援 【個別計画】須賀川市高齢者福祉計画 須賀川市介護保険事業計画 須賀川市健康増進計画	長寿福祉課 健康づくり課
	■障がい者支援の充実 【個別計画】須賀川市障がい者計画	社会福祉課

課題(6) 健康づくりと人権が尊重される環境の整備

施策	具体的施策	担当課
⑩ 生涯を通じた健康づくりの支援	■いのちや性に対する人権啓発、人権セミナーの開催	企画政策課
	■女性特有の疾病の予防や、年代に応じた健康管理を支援するため健康診査・検診等の推進 ■健康支援、心の相談 【個別計画】 須賀川市健康増進計画 須賀川市特定健康診査等実施計画	健康づくり課
	■高齢者の生きがいづくりの支援	長寿福祉課 市民交流センター企画課 各公民館
⑪ あらゆる暴力発生の抑止と被害者への支援	■暴力防止や相談に対する啓発 ■DV、ストーカーなどあらゆる暴力に対する相談体制の充実 ■被害者への精神的援助や自立支援	企画政策課 こども課 社会福祉課 長寿福祉課 健康づくり課

基本目標3 自分らしく活躍しよう！

課題(7) 家庭・地域・職場へのバランスのとれた参画促進

施策	具体的施策	担当課
⑫ 多様な相談体制の充実	■各種相談体制の充実 (市民相談、弁護士相談、行政相談、人権相談、消費生活相談など相談しやすい体制の充実)	市民安全課 企画政策課
⑬ 家庭生活や地域活動における男女共同参画の促進	■仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の啓発・推進 ※男性が家事参加するための意識づくりや技術習得の場の提供、男女がともに地域活動参画の推進 ■市民活動団体の活動内容や情報発信	企画政策課 商工課 市民交流センター企画課 各公民館
⑭ 男女共同参画に取り組む地域団体への支援	■須賀川市女性団体連絡協議会(加入13団体)などへの情報提供や活動支援。男女共同参画セミナー開催、県や男女共生センター事業の積極的参加の推進	企画政策課 関係課
⑮ 男性に対する男女共同参画の推進	■男性への男女共同参画の啓発・推進 ■心の相談の充実 ■男性向け講座の開催(家事参加の意識づくりや、技術習得の機会の提供、生きがいづくり)	企画政策課 健康づくり課 市民交流センター企画課 各公民館

課題(8) 女性人材の育成と意思決定過程への参画促進

施策	具体的施策	担当課
①⑥ あらゆる分野に参画し責任を担うことのできる女性人材の育成 ★ 新	■市の審議会等における女性の登用の推進 審議会等における男女の比率をできるだけ同程度に近づけるよう促進 <審議会の女性の参画状況調査> (※地方自治法(第202条の3及び第180条の5)に基づく審議会・委員会の登用) 平成29年度 24.3% 平成30年度 25.4% 平成31年度 25.7%	企画政策課 関係課
	■市政への参画意識の啓発活動の充実 ■女性のエンパワメント*のための講座等の開催	企画政策課 関係課
①⑦ 企業・団体などにおける方針決定過程への女性の参画の促進	■嘱託員、町内会長、PTA、企業や各種団体などあらゆる場面の意思決定の場において、女性の登用を促進するための啓発や人材育成	企画政策課 関係課
①⑧ 女性の活躍のための環境整備と経済的自立の促進 ★ 新	■福島県男女共生センター主催事業の各種研修・講座の広報・周知 ■公共職業安定所との連携（ひとり親家庭の就職支援の充実等）	企画政策課 こども課 関係課
①⑨ 防災・復興分野における女性の参画の促進	■震災の経験から、女性の視点や意見も取り入れた対応ができるよう、防災や復興の分野での意思決定過程に女性の参画を促進 【個別計画】須賀川市地域防災計画	市民安全課 関係課

※) エンパワメント (empowerment)

自ら意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的及び文化的に力をつけること。



(2) 実績報告書

男女共同参画推進においては、あらゆる事業の中で男女共同参画の視点を取り入れることを目的とします。また、施策の推進状況や実施状況を明らかにした報告書を毎年作成し、公表するとともに男女共同参画事業の取組について検討します。

(様式)

年度 須賀川市男女共同参画推進実施報告				
施策番号	施策名	()年度実施状況	次年度の課題	担当課
①～⑱	広報・啓発活動の推進・充実 ほか18	・実施報告	(今後の課題)	

注) 様式は、報告時に適宜修正を加えながら充実します。

(3) 数値目標

指標(項目)	H25 現状値	H30 現状値	R5 目標値	担当課
「男は仕事、女は家庭」という役割分担意識にとらわれない人の割合	55.1%	55.5%	60.0%以上	企画政策課
「社会通念・慣習・しきたり等における男女の平等感」で男性が優遇されていると感じている人の割合	66.3%	58.0%	50.0%以下	
「男女共同参画社会」を知っている人の割合	34.3%	30.5%	100%	
審議会等における女性委員の割合	26.2%	25.4%	35.0%	企画政策課 関係課
市における女性管理職の割合	3.9%	4.7%	6.5%	人事課

注) 上記指標の数値のみで、本市が目指す男女共同参画社会の実現の度合いを評価できるものではありません。注目ポイントとして掲げているものです。

附属資料

- 1 須賀川市男女共同参画審議会委員名簿
- 2 「すかがわ男女共同参画プラン 21 第3次計画〔改定〕」策定経過
- 3 男女共同参画社会基本法
- 4 須賀川市男女共同参画推進条例
- 5 須賀川市男女共同参画審議会規則
- 6 男女共同参画の推進に関する年表

須賀川市男女共同参画審議会委員名簿

(令和2年3月現在)

*委員10名 *任期：平成30年7月5日～令和2年7月4日

委員	氏名	代表区分	団体等
会長	松井 香保利	女性団体代表	須賀川市女性団体連絡協議会長
副会長	本田 昌秀	市民代表（公募）	
委員	後藤 幸子	学識経験者	須賀川市元人権擁護委員
委員	岡部 貴敏	学識経験者	公益財団法人 福島県青少年育成・男女共生推進機構 福島県男女共生センター事業課主任主査
委員	佐藤 健	労働関係機関	須賀川公共職業安定所管理課長
委員	須田 恵津子	教育代表	須賀川市立小塩江小学校教頭
委員	丹伊田 亜友実	商工代表	須賀川市商工会議所地域振興課長
委員	廣田 徳重	農業代表	夢みなみ農業協同組合総務部部長
委員	安藤 淑子	勤労者代表	公立岩瀬病院労働組合執行委員
委員	物江 むつ子	市民代表（公募）	

すかがわ男女共同参画プラン21

第3次計画〔改定〕策定経過

時期	会議・内容
平成30年 6月29日	第1回須賀川市男女共同参画プラン策定ワーキンググループ会議 ・第3次計画〔改定〕策定及び市民アンケート調査項目の協議
7月5日	第1回須賀川市男女共同参画審議会 ・委嘱状交付（委員10名）、 ・第3次計画〔改定〕策定及び市民アンケート調査項目の協議
7月20日	県男女共生センター事業 ・「企業における女性の活躍促進に必要なこと」 ・市内企業の代表や人事部門の方と意見交換
平成31年 3月7日 ～3月25日	市民アンケートの実施 ・男女共同参画社会に対する市民の意見及びニーズ等の調査 ・市民2,000名対象
令和元年 6月～9月	市民アンケートの集計・分析 ・分析、及び課題の検討
12月～	骨子案、プラン素案策定等の検討
令和2年 1月27日	第1回須賀川市男女共同参画審議会 ・計画（案）協議
2月12日	第1回須賀川市男女共同参画プラン策定ワーキンググループ会議 ・計画（案）協議
3月12日	須賀川市男女共同参画審議会へ計画（案）最終報告
3月17日	須賀川市女性団体連絡協議会理事会において第3次計画〔改定〕の説明 ・参加者：10団体 10名
3月19日	第3次計画〔改定〕の決定・公表

男女共同参画社会基本法

(平成11年6月23日法律第78号)

最終改正:平成11年12月22日法律第160号

前文

第1章 総則(第1条—第12条)

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第13条—第20条)

第3章 男女共同参画会議(第21条—第28条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる

- (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」と

いう。)を定めるように努めなければならない。

4 道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

(3) 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則(平成11年6月23日法律第78号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

附 則 (平成11年7月16日法律第102号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成13年1月6日)

(1) 略

(2) 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

(1)から(10)まで 略

(11) 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成11年12月22日法律第160号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

須賀川市男女共同参画推進条例

平成14年12月27日公布

須賀川市条例 第 34 号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第7条)

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策(第8条—第14条)

第3章 須賀川市男女共同参画審議会(第15条—第17条)

附則

我が国では、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、国際婦人年以來「平等・開発・平和」の目標を掲げ、各国と連帯して男女平等の実現に取り組んでいるが、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は、依然として根強く残っている。

また、女性に対する暴力的行為などの人権侵害は、後を絶たない状況にあり、多くの課題が残されている。

人と自然が輝く臨空都市を目指す本市では、個人の尊重と男女平等を原則として、市民エネルギーを積極的に活用し、市民力が大きく開花する「人が主役のまちづくり」を推進するとともに、「すかがわ男女共同参画プラン21」に基づき、女性問題の解決や女性の地位向上等、男女共同参画の推進施策を展開している。

しかしながら、古くから商業や農業を基幹産業として発展してきた本市は、女性も男性と同様に重要な働き手としてその役割を果たしてきたにもかかわらず、一部には、性別による固定的な社会慣行やしきたりが残っていることから、いまだに、男女の実質的な平等が達成されていない状況にある。

こうした現状を深く認識し、男女が共に、豊かで活力のあるまちづくりをするために、基本理念並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにし、男女共同参画社会の形成を目指すことを決意し、ここに条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにし、男女共同参画の推進に関する基本的な施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女の実質的な平等を実現するとともに、豊かで活力のある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動において、男女間に参画の機会の格差が生じている場合、これを改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該活動に参画する機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に居住し、若しくは勤務し、又は市内で学ぶすべての個人をいう。
- (4) 事業者 営利、非営利等の別にかかわらず、市内において事業活動を行うすべての個人、法人及び団体をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女が心身共に健康で、人としての尊厳が重んじられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、女性に対する暴力が根絶されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

- 2 男女共同参画の推進は、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画の推進は、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定過程に、男女が参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭における活動及び職場、学校、地域等における社会的活動に共に参画することができるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 5 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有することを考慮し、国際的協調の下に行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関して、地域の特性に応じた施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施するものとする。

- 2 市は、男女共同参画の推進に当たり、市民、事業者及び他の地方公共団体と連携して取り組むものとする。
- 3 市は、第1項に規定する施策を総合的に企画し、調整し、及び推進するために、必要な体制を整備するとともに、財政上の措置等を講ずるよう努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、自ら男女共同参画の推進に努めなければならない。

- 2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、積極的に男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 事業者は、男女が職場における活動と家庭における活動を両立することができるよう職場環境の整備に努めなければならない。

3 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第7条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担意識及び男女間における暴力的行為を助長させる表現を使用しないよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

第8条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めるものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 基本計画は、必要に応じて見直すものとする。

4 市長は、基本計画を定めようとするときは、市民の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるとともに、須賀川市男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。

5 市長は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(推進施策)

第9条 市は、地域の特性を踏まえ、男女共同参画を推進するため、次に掲げる施策を行うものとする。

(1) 学校教育その他のあらゆる学習の場における男女共同参画についての理解と意識啓発の促進に関すること。

(2) あらゆる場における立案及び意思決定の過程において、男女の平等な参画を推進すること。

(3) 職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる場における性別による差別的な取扱いの根絶に関すること。

(4) 男女間におけるあらゆる暴力的行為の根絶に関すること。

(5) セクシュアル・ハラスメントの根絶に関すること。

(6) 家庭生活と職業生活の両立に関すること。

- (7) 女性の人材育成のための教育及び研修の機会の確保に関すること。
- (8) 商業、農業その他の自営業に従事する女性に対する支援に関すること。
- (9) 国際交流及び国際協力の推進に関すること。
- (10) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関すること。

(意思決定等における積極的改善措置)

第10条 市は、市民及び事業者と協力して、政策の決定及び社会のあらゆる分野における活動において、男女が平等に参画する機会を提供するよう、積極的改善措置を講じなければならない。

- 2 市長は、前項の推進に当たり、市の保有する情報の積極的な提供及び必要な支援をしなければならない。
- 3 市長その他の執行機関は、附属機関として設置する審議会等(以下「審議会等」という。)の委員を選任する場合は、男女の均等な登用を図らなければならない
- 4 審議会等の委員を選任するに当たっては、その全部又は一部を公募により選考しなければならない。ただし、法令等に特に定めのあるものは、この限りでない。
- 5 前項の公募に関する事項については、規則で定める。

(実施状況の公表)

第11条 市長は、毎年、男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにした報告書を作成し、これを公表するものとする。

(苦情相談窓口の設置)

第12条 市は、男女共同参画社会の推進を阻害する要因によって、人権が侵害された場合における被害者の救済を図るため、苦情相談窓口を置き、他の苦情処理機関等と連携を図り、必要な支援を行い、解決に努めるものとする。

(調査研究)

第13条 市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼす社会における制度及び慣行並びに男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な事項について、調査研究を行うものとする。

(男女共同参画推進の場の提供)

第14条 市は、男女共同参画推進に向けて、実践及び活動交流の場を設けるものとする。

第3章 須賀川市男女共同参画審議会

(設置及び権限)

第15条 市長の附属機関として、須賀川市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、この条例の規定により定められた事項を審議するほか、市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する事項を調査審議する。
- 3 審議会は、男女共同参画の推進に関する事項について調査し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第16条 審議会は、委員12名以内で組織する。この場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係機関代表者
- (3) 関係団体代表者
- (4) 公募による者

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(規則への委任)

第17条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年1月1日から施行する。

須賀川市男女共同参画審議会規則

平成14年12月27日 規則第35号

(趣旨)

第1条 この規則は、須賀川市男女共同参画推進条例(平成14年須賀川市条例第34号)第17条の規定に基づき、須賀川市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第4条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、企画政策部企画政策課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成15年1月1日から施行する。

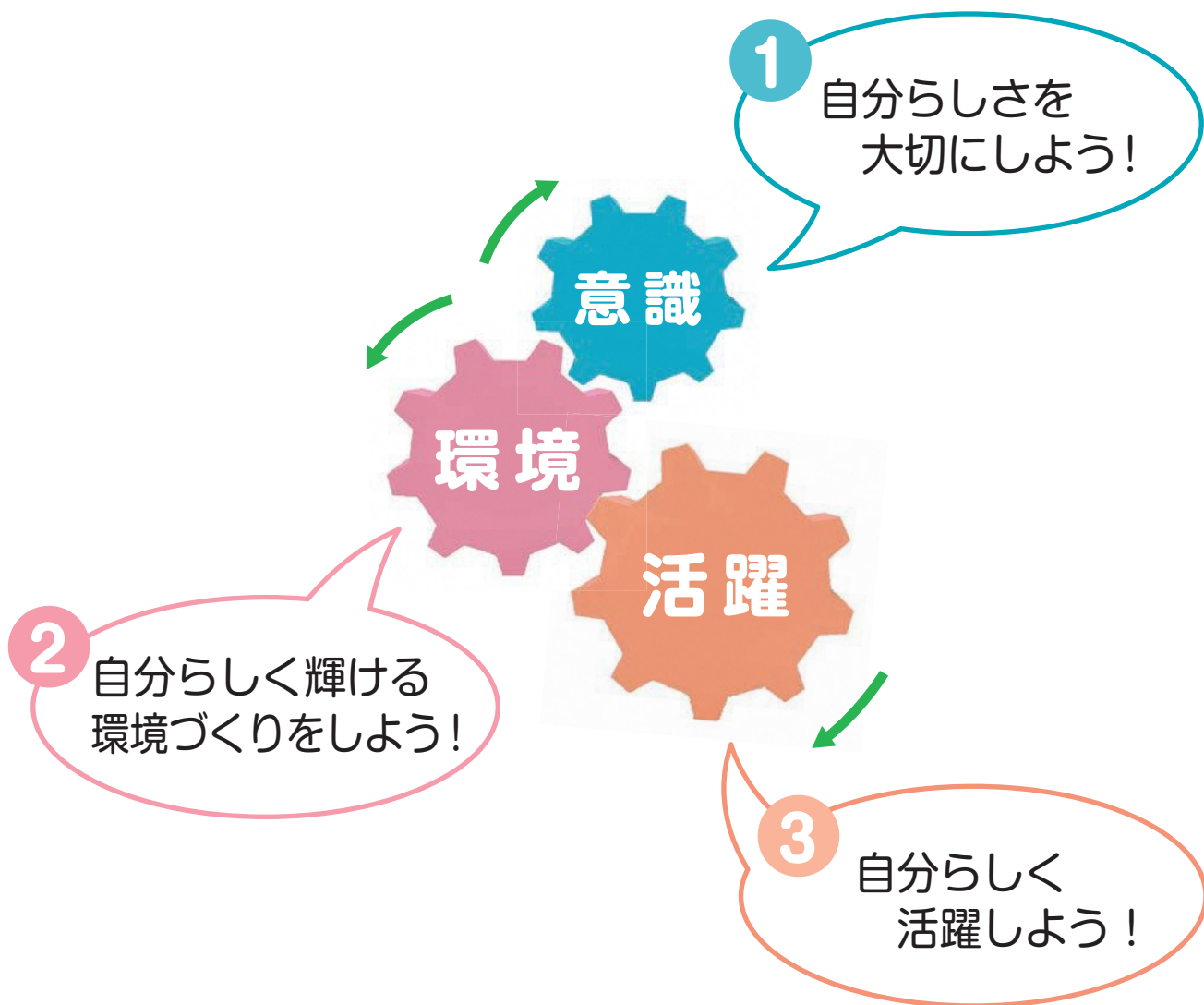
男女共同参画の推進に関する年表

年	世界の動き	日本の動き	福島県	須賀川市	
1975年 (昭和50年)	国際婦人年(目標:平等、発展、平和) 「国際婦人年世界会議」開催(メキシコシティ) 「世界行動計画」採択	「婦人問題企画推進本部」設置 「婦人問題企画推進会議」開催			
国連婦人の十年(1976年～1985年)	1977年 (昭和52年)	「国内行動計画」策定			
	1978年 (昭和53年)		「青少年婦人課」と改組 「婦人関係行政連絡会議」設置		
	1979年 (昭和54年)	国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択		「婦人問題懇話会」設置 「婦人の意識調査」実施	
	1980年 (昭和55年)	「国連婦人の十年中間年世界会議」開催(コペンハーゲン) 「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択	「女子差別撤廃条約」への署名		
	1981年 (昭和56年)		「国内行動計画後期重点目標」策定	「婦人問題についての意見」具申 「婦人問題協議会」設置	
	1983年 (昭和58年)			「婦人の地位と福祉の向上のための福島県計画」策定 「婦人問題推進会議」設置	
	1985年 (昭和60年)	「国連婦人の十年世界会議」開催(ナイロビ)「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	「女子差別撤廃条約」批准 「男女雇用機会均等法」改正 「国籍法」改正(父母両系主義)	福島県婦人団体連絡協議会結成(24団体加入)	
1986年 (昭和61年)		「婦人問題企画推進有識者会議」開催(婦人問題企画推進会議の後身) 婦人問題企画推進本部拡充:構成を全省庁に拡大	「婦人の意識調査」実施	「第8回福島県婦人のつどい」開催	
1987年 (昭和62年)		「西暦2000年に向けての新しい国内行動計画」策定	「婦人の地位と福祉の向上のための福島県計画」見直し		
1988年 (昭和63年)			「婦人の地位と福祉の向上のための福島県計画」改訂		
1990年 (平成2年)	国連婦人の地位委員会拡大会期 国連経済社会理事会で「ナイロビ将来戦略の実施に関する見直しと評価に伴う勧告」採択				
1991年 (平成3年)		「西暦2000年に向けての新しい国内行動計画」策定(第一次改定) 目標年度:平成12年度 「育児休業法」公布	青少年婦人課に「婦人行政係」設置 「婦人問題企画推進会議」と名称変更		
1992年 (平成4年)			「女性に関する意識調査」実施		
1993年 (平成5年)	国連総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択		「女性総合センター(仮称)」整備検討 福島県女性史の編纂着手 婦人団体連絡協議会32団体となる 「ふくしま新世紀女性プラン」策定 目標年度:平成12年		
1994年 (平成6年)	「国際人口開発会議」開催(カイロ)	「男女共同参画室」設置 「男女共同参画推進本部」設置 「男女共同参画審議会」設置	「ふくしま新世紀女性プラン」の施行 「青少年女性課女性政策室」の設置 「女性問題企画推進会議」と名称変更		
1995年 (平成7年)	「第4回世界女性会議」開催(北京)「北京宣言及び行動綱領」採択	「育児休業等に関する法律」改正(介護休業制度の法制化)	「女性総合センター(仮称)」基本構想策定		
1996年 (平成8年)		「男女共同参画ビジョン」答申(男女共同参画審議会) 「男女共同参画2000年プラン」策定 「男女共同参画推進連携会議(えがりてネットワーク)」発足	「女性総合センター(仮称)」基本計画策定	教育委員会生涯学習課より女性行政の総合調整を「市民生活部生活課」へ事務分掌	
1997年 (平成9年)		「男女共同参画審議会設置法」施行 「男女雇用機会均等法」改正 「介護保険法」公布	「福島県女性史」刊行	「女と男のうつくしま、ふくしま。花とみどりのまち須賀川フォーラム」開催	

年	世界の動き	日本の動き	福 島 県	須賀川市
1998年 (平成10年)			「女性総合センター(仮称)着工	須賀川市女性団体連絡協議会結成(23団体) 「須賀川市女性プラン推進会議」設置 「須賀川市女性プラン庁内連絡会議」設置 「男女共同参画に関する市民意識調査」実施
1999年 (平成11年)		「食料・農業・農村基本法」公布、施行(女性の参画促進を規定) 「男女共同参画社会基本法」公布、施行	「男女共同参画に関する意識調査」実施	「すかがわ男女共同参画プラン21」策定 目標年度:平成15年度
2000年 (平成12年)	「国連特別総会女性2000年会議」開催(ニューヨーク)	「男女共同参画基本計画」閣議決定	「群馬新潟福島三県女性サミット2000」開催(会津大学) 「男女共生センター」竣工開館 「ふくしま男女共同参画プラン」策定	「女性行政係」設置 「須賀川市男女共同参画推進会議」設置(須賀川市女性プラン推進会議議廃止) 「須賀川市男女共同参画推進庁内連絡会議」設置(須賀川市女性プラン庁内連絡会議議廃止)
2001年 (平成13年)		「男女共同参画会議」設置 「男女共同参画局」設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」公布施行 第1回男女共同参画週間 「仕事と子育ての両立支援対策推進法」公布、施行	「県民生活課人権・男女共同参画グループ」の設置 「男女共同参画推進会議」と名称変更 「ふくしま男女共同参画プラン」施行 「男女共同参画推進連携会議」設置 「福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成するための男女共同参画の推進に関する条例」制定 「男女共同参画推進会議」廃止	「第23回福島県女性の集い」開催 須賀川市エンゼルプラン策定
2002年 (平成14年)		アフガニスタンの女性支援に関する懇談会設置	「県民環境室人権男女共同参画グループ」に改編 「福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成するための男女共同参画の推進に関する条例」施行 「男女共同参画審議会」設置 「男女共同参画推進員」設置 「男女共同参画を考える市町村トップセミナー」開催(男女共生センター)	「須賀川市男女共同参画推進条例(仮称)制定に関する意見を聞く会」開催 「須賀川市男女共同参画推進条例」公布
2003年 (平成15年)		「女性のチャレンジ支援策の推進について」(男女共同参画推進本部決定) 「次世代育成支援対策推進法」公布、施行 「少子化対策基本法」公布、施行 第4回・5回「女子差別撤廃条約」実施状況報告審議	「県民環境総務領域人権男女共生グループ」に改編	「須賀川市男女共同参画推進条例」施行 「市民生活部生活課男女共同参画係」に改編 「須賀川市男女共同参画審議会」設置 「男女共同参画に関する市民意識調査」実施 「すかがわ男女共同参画プラン21」に係る意見を聞く会」開催
2004年 (平成16年)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」男女共同参画推進本部決定	「福島県グローバル政策対話」開催(男女共生センター) 「男女共同参画配偶者等からの暴力に関する意識調査」実施	「すかがわ男女共同参画プラン21-第2次計画-」策定
2005年 (平成17年)	「第49回国連婦人の地位委員会(北京+10)」開催(ニューヨーク)	「男女共同参画基本計画(第2次)」策定 「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	「男女共同参画推進本部」設置 「男女共生ふくしまサミット」開催 「ふくしま男女共同参画プラン」改訂	須賀川市、長沼町、岩瀬村が市町村合併
2006年 (平成18年)		男女共同参画推進本部決定 「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」 「男女雇用機会均等法」改正 「東アジア男女共同参加担当大臣会合」開催 「女性の再チャレンジ支援プラン」改定	「多様なチャレンジキャンペーン事業『めがせ、理工系ガール』」開催(会津大学)	

年	世界の動き	日本の動き	福 島 県	須賀川市
2007年 (平成19年)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 「短時間労働者の雇用管理改善等に関する法律(パートタイム労働法)」改正 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略とりまとめ 「仕事と生活の調和(ワークライフバランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定		
2008年 (平成20年)		「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定 「女子差別撤廃条約」実施状況第6回報告提出 次世代育成支援対策推進法の改正	「生活環境部人権男女共生課」に改編	「男女共同参画に関する市民意識調査」実施
2009年 (平成21年)		男女共同参画シンボルマーク決定 「育児・介護休業法」改正 「女子差別撤廃条約」実施状況第6回報告審議	「ふくしま男女共同参画プラン」改定	「市民意見公募」実施 「すかがわ男女共同参画プラン21-第2次計画-」中間見直し
2010年 (平成22年)	国連「北京+15」記念会合(ニューヨーク)	APEC第15回女性リーダーズネットワーク(WLN)会合 第8回男女共同参画担当者ネットワーク(GFPN)会合 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定		
2011年 (平成23年)	UN Women正式発足		3.11 東日本大震災発生	
				市震災復興計画を策定
2012年 (平成24年)	第56回国際婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	「女性の活躍促進による経済活性化行動計画」策定	「ふくしま男女共同参画プラン」一部改定(復興・防災における男女共同参画の推進が必要であることから一部改定)	第7次総合計画「須賀川市まちづくりビジョン」策定
2013年 (平成25年)		若者・女性活躍推進フォーラムの開催、提言 「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律」改正 「ストーカー規制法」改正		「男女共同参画に関する市民意識調査」実施
2014年 (平成26年)				「すかがわ男女共同参画プラン21 第3次計画」策定
2015年 (平成27年)	国連「北京+20」閣僚級会合(ニューヨーク) 「持続可能な開発のための2030アジェンダ」採択	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」成立 「第4次男女共同参画基本計画」策定	「女性活躍応援ポータルサイト」開設	
2016年 (平成28年)		「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」施行 「育児・介護休業法」改正 「ニッポン一億総活躍プラン」策定	ふくしま女性活躍応援会議設立 ふくしま女性活躍応援宣言採択 「ふくしま男女共同参画プラン」(平成28年度改定)	

年	世界の動き	日本の動き	福 島 県	須賀川市
2017年 (平成29年)			「ふくしま女性活躍推進計画」策定	第8次総合計画「須賀川市まちづくりビジョン」策定
2018年 (平成30年)		「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布、施行		「男女共同参画に関する市民及び事業者意識調査」実施
2019年 (平成31(令和元)年)				「すかがわ男女共同参画プラン21-第3次計画」改定



すかがわ男女共同参画プラン21 第3次計画〔改定〕

発行 須賀川市
編集 須賀川市生活環境部生活課
〒962-8601 福島県須賀川市八幡町 135 番地
TEL (0248) 88-9131
FAX (0248) 73-4160
<http://www.city.sukgawa.fukushima.jp/>
発行日 令和2年3月